

第 1 1 次 鳥 獣 保 護 事 業 計 画 書

平成 2 4 年 4 月 1 日 から

5 年 間

平成 2 9 年 3 月 3 1 日 まで

千 葉 県

目次

第一 計画の期間	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1 鳥獣保護区の指定	1
(1) 方針	1
①指定に関する中長期的な方針	1
②指定区分ごとの方針	1
(2) 鳥獣保護区の指定等計画	3
①鳥獣保護区の指定計画	4
1) 森林鳥獣生息地の保護区	4
2) 大規模生息地の保護区	4
3) 集団渡来地の保護区	4
4) 集団繁殖地の保護区	4
5) 希少鳥獣生息地の保護区	4
6) 生息地回廊の保護区	4
7) 身近な鳥獣生息地の保護区	4
②既指定鳥獣保護区の変更計画	5
2 特別保護地区の指定	7
(1) 方針	7
①指定に関する中長期的な方針	7
②指定区分ごとの方針	7
(2) 特別保護地区指定計画	7
3 休猟区の指定	10
(1) 方針	10
(2) 休猟区指定計画	10
(3) 特例休猟区指定計画	10
4 鳥獣保護区の整備等	10
(1) 方針	10
(2) 整備計画	10
①管理施設の設置	10
②利用施設の整備	11
③調査、巡視等の計画	11
(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要	11
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	12
1 鳥獣の人工増殖	12

(1) 方針	1 2
(2) 人工増殖計画	1 2
2 放鳥獣	1 3
(1) 方針	1 3
(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画	1 3
(3) 放獣計画	1 3
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	1 4
1 鳥獣の区分と保護管理の考え方	1 4
(1) 希少鳥獣	1 4
(2) 狩猟鳥獣	1 4
(3) 外来鳥獣等	1 4
(4) 一般鳥獣	1 4
2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	1 5
(1) 許可しない場合の基本的考え方	1 5
(2) 許可する場合の基本的考え方	1 5
(3) わなの使用に当たっての許可基準	1 6
(4) 許可に当たっての条件の考え方	1 6
(5) 許可権限の市町村長への委譲	1 6
(6) 捕獲実施に当たっての留意事項	1 6
(7) 捕獲物又は採取物の処理等	1 6
(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集	1 7
(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	1 7
3 学術研究を目的とする場合	1 7
(1) 学術研究	1 7
(2) 標識調査	1 8
4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	1 9
(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方	1 9
(2) 鳥獣による被害発生子察表の作成	1 9
① 予察表に係る方針等	1 9
② 被害発生状況表	2 0
③ 被害発生子察地図	2 2
(3) 鳥獣の適正管理の実施	2 2
① 方針	2 3
② 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画	2 3
(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	2 4
① 方針	2 4
② 許可基準	2 4

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	28
①方針	28
②捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域	28
③指導事項の概要	28
5 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	28
(1) 許可対象者	28
(2) 鳥獣の種類・数	28
(3) 期間	28
(4) 区域	29
(5) 方法	29
6 その他特別の事由の場合	29
(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	29
(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	29
(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	29
(4) 愛玩のための飼養の目的	30
(5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	30
(6) 鵜飼漁業への利用	30
(7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	30
(8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	31
7 鳥類の飼養登録	31
(1) 方針	31
(2) 飼養適正化のための指導内容	31
8 販売禁止鳥獣等	31
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	32
1 特定猟具使用禁止区域の指定	32
(1) 方針	32
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	33
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	34
2 特定猟具使用制限区域の指定	56
(1) 方針	56
(2) 銃器にかかる特定猟具使用制限区域指定計画	56
(3) 特定猟具使用制限区域指定内訳	56
3 猟区設定のための指導	56
(1) 方針	56
(2) 設定指導の方法	56
4 指定猟法禁止区域	56
(1) 方針	56

(2) 指定計画	5 6
①全体計画	5 6
②個別計画	5 6
③法第 1 2 条第 2 項に基づき指定する鉛製散弾使用禁止区域	5 6
第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	5 6
1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針	5 6
2 実施計画の作成に関する方針	5 7
第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	5 7
1 基本方針	5 7
2 鳥獣保護対策調査	5 8
(1) 方針	5 8
(2) 鳥獣生息分布調査	5 8
(3) 希少鳥獣等保護調査	5 8
(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	5 8
3 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	5 9
4 狩猟対策調査	6 0
(1) 方針	6 0
(2) 狩猟鳥獣生息調査	6 0
(3) 放鳥効果測定調査	6 1
(4) 狩猟実態調査	6 1
5 有害鳥獣対策調査	6 2
(1) 方針	6 2
(2) 調査の概要	6 2
第八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項	6 2
1 鳥獣行政担当職員	6 2
(1) 方針	6 2
(2) 設置計画	6 3
(3) 研修計画	6 4
2 鳥獣保護員	6 4
(1) 方針	6 4
(2) 設置計画	6 4
(3) 年間活動計画	6 5
(4) 研修計画	6 5
3 保護管理の担い手の育成	6 5
(1) 方針	6 5

(2) 研修計画	6 6
(3) 狩猟者の減少防止対策	6 6
4 鳥獣保護センター等の設置	6 7
(1) 方針	6 7
(2) 鳥獣保護センター等の施設計画	6 7
5 取締り	6 8
(1) 方針	6 8
(2) 年間計画	6 8
6 必要な財源の確保	6 9
第九 その他	6 9
1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	6 9
2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取り扱い	6 9
3 狩猟の適正管理	6 9
4 入猟者承認制度に関する事項	6 9
5 傷病鳥獣救護の基本的な対応	7 1
6 安易な餌付けの防止	7 3
(1) 方針	7 3
(2) 年間計画	7 3
7 感染症への対応	7 4
8 普及啓発	7 4
(1) 鳥獣の保護管理についての普及等	7 4
①方針	7 4
②事業の年間計画	7 4
③愛鳥週間行事等の計画	7 5
(2) 野鳥の森等の整備	7 5
(3) 愛鳥モデル校の指定	7 5
(4) 法令の普及徹底	7 6
①方針	7 6
②年間計画	7 6

第一 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

①指定に関する中長期的な方針

本県は、周囲を利根川、江戸川、東京湾、太平洋の水域で囲まれ、全般に気候が温暖で、豊かな自然に恵まれている。

多くの動植物が生息・生育する自然性の高い丘陵、様々な海岸性の植物やアカウミガメの産卵などが見られる海岸、食虫植物や貴重な湿地性植物などが生育する湿地、身近な生物の生育する里山、渡り鳥の飛来する干潟・塩湿地など豊かな自然や身近な自然が多く残されている。

しかし、比較的平坦な地形や首都圏に位置することなどから、集積する人口や産業活動の受け皿として宅地や工業用地等の拡大などにより、自然の改変が進んでいる。また、経済や社会構造の変化に伴い、谷津田や里山などの身近な自然環境の荒廃も見られる。

このようなことから、第1次～第10次鳥獣保護事業計画では、地域の自然的・社会的特性に配慮しつつ、自然と人間との共生を確保し、鳥獣の生息環境を将来に継承していくために鳥獣保護区を指定してきた。

平成23年度現在、県下の鳥獣保護区は、60か所41,498ヘクタールで、県土面積の約8パーセントを占めている。

この内、森林鳥獣生息地の保護区は、31か所32,031ヘクタール(森林面積の約20パーセント)、集団渡来地9か所3,920ヘクタール、身近な鳥獣生息地20か所5,547ヘクタールとなっている。

しかしながら、農林業者の減少や高齢化の進行に伴う森林の荒廃や耕作放棄地の増加を背景に、県中南部地域を中心にイノシシなどの鳥獣が増加し、甚大な農作物被害が発生するとともに、カワウなどによる水産物被害も増加しており、鳥獣保護区の指定についての地域住民の理解が得られにくい状況になっている。

このため、本事業計画では、本県の生物多様性を保全する上で鳥獣の保護が特に必要な地域について、利害関係人の理解を求め、鳥獣保護区の指定に努めることとする。

また、既設の保護区については、原則として更新することとするが、指定目的を再度検証するとともに、土地利用形態に大きな変化がみられる場合、鳥獣による慢性的な被害が著しく大きい場合、鳥獣の生息状況に変化がある場合等を検討して、必要に応じて保護区の縮小、拡大を行うこととする。

なお、国指定鳥獣保護区の未指定地となっている「三番瀬」及び「利根川下流部」(以上集団渡来地)並びに「小見川、東庄周辺(旧利根川河川敷)」(集団繁殖地)については、国の意向を踏まえ協力していくこととする。

②指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

多様な鳥獣が生息する地域や鳥獣の生息に適している地域等を指定することになるが、イノシシ等有害鳥獣による農作物等の被害の発生状況等を勘案し、周辺住民の理解と指定目的の明確化を基本に既設の保護区の再指定等を行う。

2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域におよぶ猛禽類又は大型獣類を含む多様な鳥獣が生息する地域やその地方を代表する森林植生、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域について、1箇所あたり10,000ヘクタール以上の面積を指定することになるが、本県ではこのような大規模な地域を指定できる状況にないため、指定しないこととする。

3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する水鳥類等の渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等を指定することとする。

4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類の保護を図るため、河川敷、樹林、草原、砂地等の集団繁殖地を指定することとするが、小見川、東庄周辺（利根川河川敷）のオオセッカの繁殖地については、国指定鳥獣保護区の未指定地となっており、県では指定しないこととする。

なお、コアジサシの集団繁殖地については、防護柵の設置や土地所有者への保護協力の依頼等により、保護を図ることとする。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省によるレッドリスト、千葉県レッドリスト掲載種又はこれに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域を指定することとなるが、既設鳥獣保護区等において保護を図ることとし、特に指定しないこととする。

なお、計画期間内において指定の必要が生じた場合は調整することとする。

6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域を指定することとなるが、有害鳥獣の広域移動による農作物等への被害の拡大を防止するため、この期間内において特に指定しないこととする。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要な地域を指定することとする。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)

区 分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						
				24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	31	箇所									2				2
	面積 ha	32,031	変動面積 ha									513ha				513ha
大規模生息地	箇所		箇所													
	面積		変動面積 ha									ha				
集団渡来地	箇所	9	箇所	1				1	2							
	面積	3,920	変動面積 964ha					760	1,724			ha				
集団繁殖地	箇所		箇所													
	面積		変動面積 ha									ha				
希少鳥獣生息地	箇所		箇所													
	面積		変動面積 ha									ha				
生息地回廊	箇所		箇所													
	面積		変動面積 ha									ha				
身近な鳥獣生息地	箇所	20	箇所													
	面積	5,547.2	変動面積 ha									ha				
計	箇所	60	箇所	1				1	2			2				2
	面積	41,498.2	変動面積 964ha					760	1,724			513ha				513ha

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の増△減*	計画終了時の鳥獣保護区**
24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)		
						1					1	△1	30
ha						400ha					400ha	113	32,144
						ha							
ha						ha						2	11
ha						ha						1,724	5,644
ha						ha							
ha						ha							
ha						ha							
ha						ha			1			△1	19
ha						ha			32			△32	5,515.2
						1			1		1		60
ha						400ha			32		400ha	1,805	43,303.2

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

①鳥獣保護区の指定計画

1) 森林鳥獣生息地の保護区
該当なし（第2表省略）

2) 大規模生息地の保護区
該当なし（第3表省略）

3) 集団渡来地の保護区

（第4表）

年 度	保護対象鳥獣名	鳥 獣 保 護 区 指 定 所 在 地	鳥 獣 保 護 区 予 定 名 称	指定面積	指定期間	公有水面 の占有率	備 考
平成24年度	カモメ類、ミズ ナギドリ類、ウ ミツバメ類	銚子市	銚子鳥獣保護区	ha 964	年 10	% 38	一部特定猟具使用禁止区域 (銃器)を解除し指定
計			1箇所	964	10	38	
平成28年度	シギ類、チドリ 類、カモ類、カ モメ類	木更津市	小櫃川河口域鳥 獣保護区	760	10	86	一部特定猟具使用禁止区域 (銃器)を解除し指定
計			1箇所	760			
合計			2箇所	1,724			

4) 集団繁殖地の保護区
該当なし（第5表省略）

5) 希少鳥獣生息地の保護区
該当なし（第6表省略）

6) 生息地回廊の保護区
該当なし（第7表省略）

7) 身近な鳥獣生息地の保護区
該当なし（第8表省略）

②既指定鳥獣保護区の変更計画

(第9表)

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備 考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成24年度	集団渡来地	印旛沼北部鳥獣保護区	期間更新	626ha	0ha	626ha	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで		
	身近な鳥獣生息地	本埜鳥獣保護区	期間更新	807	0	807	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	山武・成東鳥獣保護区	統合更新	641	400	1,041	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで	成東町北部を統合	名称変更 旧称:山武町
	森林鳥獣生息地	成東町北部鳥獣保護区	統合廃止	400	△400	0		山武・成東へ統合	
	集団渡来地	南白亀川河口鳥獣保護区	期間更新	97	0	97	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	夷隅鳥獣保護区	区域拡大	5,306	113	5,419	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで	海岸地帯の一体的保護のため拡大	
計	更新3箇所 拡大1箇所 統合更新1箇所 統合廃止1箇所			7,877	113	7,990			
平成25年度	身近な鳥獣生息地	月出鳥獣保護区	期間更新	34	0	34	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで		
	身近な鳥獣生息地	若松鳥獣保護区	期間更新	30	0	30	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで		
	集団渡来地	手賀沼鳥獣保護区	期間更新	475	0	475	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	匝瑳市鳥獣保護区	期間更新	164	0	164	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	鬼洎山鳥獣保護区	期間更新	1,620	0	1,620	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで		
計	更新5箇所			2,323	0	2,323			
平成26年度	集団渡来地	印旛沼西部鳥獣保護区	期間更新	825	0	825	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	多古町鳥獣保護区	期間更新	1,051	0	1051	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで		
	身近な鳥獣生息地	愛宕山鳥獣保護区	期間更新	47	0	47	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで		

計	身近な鳥獣生息地	雄蛇ヶ池鳥獣保護区	期間更新	128	0	128	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで		
	身近な鳥獣生息地	国吉鳥獣保護区	期間更新	820	0	820	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	神戸鳥獣保護区	期間更新	1,017	0	1,017	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	富津岬鳥獣保護区 更新7箇所	期間更新	288	0	288	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで		
平成27年度	身近な鳥獣生息地	千葉市鳥獣保護区	期間更新	2,256	0	2,256	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	市津鳥獣保護区	期間更新	724	0	724	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	成田市中郷鳥獣保護区	期間更新	996	0	996	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで		
	身近な生息地	成田市公津鳥獣保護区	満了	32	△32	0	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで	指定理由の消滅	
	身近な鳥獣生息地	滝郷鳥獣保護区	期間更新	125	0	125	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	白石鳥獣保護区	期間更新	91	0	91	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで		
	身近な鳥獣生息地	飯塚鳥獣保護区	期間更新	45	0	45	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで		
	身近な鳥獣生息地	九十九里鳥獣保護区	期間更新	165	0	165	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	大多喜鳥獣保護区	期間更新	1,200	0	1,200	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	嶺岡山鳥獣保護区	期間更新	1,170	0	1,170	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	久留里鳥獣保護区	期間更新	640	0	640	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで		含国有林
	計	森林鳥獣生息地	平岡鳥獣保護区 更新11箇所 満了 1箇所	期間更新	590	0	590	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで	
				8,034	△32	8,002			
平成28年度	森林鳥獣生息地	大竹鳥獣保護区	期間更新	556	0	556	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで		

	森林鳥獣生息地	佐原津宮鳥獣保護区	期間更新	611	0	611	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで		
	身近な鳥獣生息地	飯高豊和鳥獣保護区	期間更新	366	0	366	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	笠森鳥獣保護区	期間更新	340	0	340	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	天津鳥獣保護区	期間更新	1,181	0	1,181	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで		含国有林
	身近な鳥獣生息地	石堂鳥獣保護区	期間更新	3	0	3	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで		
計		更新6箇所		3,057	0	3,057			
合計		更新32箇所 拡大1箇所 満了1箇所 統合更新1箇所 統合廃止1箇所		25,467	81	25,548			

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

①指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区内で、鳥獣の保護繁殖上特に重要と認められる地区について、一定の行為を制限し、その生育環境の保全を図るために、特別保護地区を指定する。本計画期間内に期間満了となる特別保護地区については、再指定を行うこととする。

②指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

多様な鳥獣が生息する地域や鳥獣の生息に適している等の地域で、鳥獣の保護繁殖を図るため特に必要な地域を指定することとする。

2) 大規模生息地の保護区

該当なし

3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する水鳥類等の渡来地である干潟、湿地、湖沼等で、重要な地域を指定することとするが、この期間内において指定予定はない。

4) 集団繁殖地の保護区

該当なし

5) 希少鳥獣生息地の保護区

該当なし

6) 生息地回廊の保護区

該当なし

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

該当なし

(2) 特別保護地区指定計画

(第10表)

区分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)		本計画期間に指定する特別保護地区(再指定も含む)					本計画期間に区域拡大する特別保護地区						
				24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	5	箇所			2	1	1							
	面積 ha	419	変動面積	ha		172	82	34		ha					
大規模生息地	箇所		箇所												
	面積		変動面積	ha						ha					
集団渡来地	箇所	1	箇所												
	面積	8	変動面積	ha						ha					
集団繁殖地	箇所		箇所												
	面積		変動面積	ha						ha					
希少鳥獣生息地	箇所		箇所												
	面積		変動面積	ha						ha					
生息地回廊	箇所		箇所												
	面積		変動面積	ha						ha					
身近な鳥獣生息地	箇所		箇所												
	面積		変動面積	ha						ha					
計	箇所	6	箇所			2	1	1							
	面積	427	変動面積	ha		172	82	34		ha					

本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定も含む)						計画期間中の増△減*	計画終了時の特別保護地区**
24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)		
												0	5
ha						ha						0	419
ha						ha							
												0	1
ha						ha						0	8
ha						ha							
ha						ha							
ha						ha							
													6
ha						ha							427

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

(第11表)

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備 考
	指 定 区 分	鳥獣保護区名称	面 積	指定期間	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	
平成26年度	森林鳥獣生息地	神戸鳥獣保護区	1,017ha	平成26年11月1日 より平成36年10月 31日まで	41ha	平成26年11月1日 より平成36年10月 31日まで	0ha		再指定
	森林鳥獣生息地	富津岬鳥獣保護 区	228	平成26年11月1日 より平成36年10月 31日まで	131	平成26年11月1日 より平成36年10月 31日まで	0		再指定
計		2箇所	1,245		172		0		
平成27年度	森林鳥獣生息地	嶺岡山鳥獣保護 区	1,170	平成27年11月1日 より平成37年10月 31日まで	82	平成27年11月1日 より平成37年10月 31日まで	0		再指定
計		1箇所	1,170		82		0		
平成28年度	森林鳥獣生息地	笠森鳥獣保護区	340	平成28年11月1日 より平成38年10月 31日まで	34	平成28年11月1日 より平成38年10月 31日まで	0		再指定
計		1箇所	340		34		0		
合計		4箇所	2,755		288		0		

3 休猟区の指定

(1) 方針

狩猟鳥獣が著しく減少したと認められる地域がないことから、本事業計画期間中における休猟区の指定予定はない。

(2) 休猟区指定計画

該当なし（第12表省略）

(3) 特例休猟区指定計画

該当なし（第13表省略）

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

- ① 鳥獣保護区等の境界線が明らかになるように、新設及び更新された鳥獣保護区を中心に制札や案内板を設置する。
- ② 鳥獣の観察に適する場所においては、人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の場として活用を図ることとし、必要に応じ探鳥路を整備する。
- ③ 鳥獣保護員等により、計画的に巡回を行い、違法捕獲の防止及び制札等の管理施設の状況について把握する。
- ④ 環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化した鳥獣保護区については、生息環境の改善を図るため、保全事業を実施する。また、行徳鳥獣保護区においては、定期的に鳥類調査、水質調査及び海中の溶存酸素量(DO)の調査を行い、鳥獣の生息環境の維持を図る。

(2) 整備計画

①管理施設の設置

(第14表)

区 分	現 況	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
標識類の整備	鳥獣保護区60箇所 ・制札設置済 鳥獣保護区34箇所 ・案内標識 ・解説標識 ・注意標識 ・順路標識	70	10	25	40	45
管理棟等の整備	行徳鳥獣保護区 ・管理人棟 (1)	—	—	—	—	—

②利用施設の整備

(第15表)

区 分	現 況	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
観察路、観察舎等の整備	行徳鳥獣保護区 ・観察路 (1) ・観察舎 (1) ・観察壁 (3)	—	—	—	—	—
その他の施設等の整備	行徳鳥獣保護区 ・淡水池、浄化池 ・入江干潟 ・傷病鳥施設	浄化池 (修繕)	—	—	—	—

③調査、巡視等の計画

(第16表)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
管理員等	箇所数	1	1	1	1	1
	人数	3	3	3	3	3
管理のための調査の実施	行徳鳥獣保護区 ・鳥類調査 ・水質調査 ・DO調査	行徳鳥獣保護区 ・鳥類調査 ・水質調査 ・DO調査	行徳鳥獣保護区 ・鳥類調査 ・水質調査 ・DO調査	行徳鳥獣保護区 ・鳥類調査 ・水質調査 ・DO調査	行徳鳥獣保護区 ・鳥類調査 ・水質調査 ・DO調査	行徳鳥獣保護区 ・鳥類調査 ・水質調査 ・DO調査

(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により、鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要がある場合には、生息環境の改善のために保全事業の実施を検討する

(第17表)

鳥獣保護区名	鳥獣の生息環境の悪化状況等の概要
—	—

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

狩猟鳥獣であるヤマドリについては、狩猟による捕獲数も減少傾向が続いていることから、猟友会等で人工増殖事業を行っている。

しかしながら、県内に生息するウスアカヤマドリは、千葉県以外には和歌山県や九州の一部等しか生息しておらず、無計画な放鳥による、他のヤマドリとの亜種間での交雑が危惧される。

このため、ヤマドリの放鳥にあたっては、県内で採取した卵由来のウスアカヤマドリのみ行うことを指導するものとする。

(2) 人工増殖計画

①実施方法欄には、以下の事項を記入する

(第18表)

年 度	希少鳥獣等		狩猟鳥獣		備 考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	指導方法	
平成24年度～ 平成28年度	—	—	ヤマドリ	千葉県猟友会に対し、ヤマドリの放鳥にあたっては、本県に生息するウスアカヤマドリ由来のものに限ること、120日以上生息させた個体にすること、近親交配を避けるよう努めること、山野での生存適応能力を高めるために野生化訓練を推進すること等を指導するものとする。	(千葉県猟友会) 放鳥計画：40羽/年
			キジ	千葉県猟友会に対し、キジによる農業被害発生地域での放鳥は避けるよう指導するものとする。	(千葉県猟友会) 放鳥計画：700羽/年

2 放鳥獣

(1) 方針

放鳥については、昭和39年から開始して第10次鳥獣保護事業計画までに、鳥獣保護区を中心にキジ74,949羽、ヤマドリ10,202羽、コジュケイ1,576羽、ウズラ14,548羽を放鳥し、その保護・増殖に努めてきた。

本計画期間内においては、生息数が減少しているウスアカヤマドリを重点的に放鳥するものとし、亜種間の交雑を防ぐため、生息地である房総半島中部から南部の地域の鳥獣保護区に放鳥することとする。ただし、鳥獣保護区に放鳥適地がない場合は、特定猟具使用禁止区域（銃器）での放鳥も可能とする。

放鳥に際しては、過去の実績を踏まえながら放鳥適地を検討し、放鳥による農林水産物等の被害発生のおそれのある場所には放鳥をしないこととする。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

(第19表)

種類名	放鳥の地域	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽
ヤマドリ	鳥獣保護区	20箇所	150羽	20箇所	150羽	20箇所	150羽	20箇所	150羽	20箇所	150羽
	その他	0箇所	0羽	0箇所	0羽	0箇所	0羽	0箇所	0羽	0箇所	0羽
	計	20箇所	150羽	計	150羽	計	150羽	計	150羽	計	150羽

(第20表)

種類名	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他
ヤマドリ	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽
		150			150			150			150			150	

(3) 放獣計画

実施予定なし

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護管理の考え方

(1) 希少鳥獣

① 対象種

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類及びⅡ類に該当する鳥獣で鳥獣保護法第7条第5項に基づき環境大臣が定めるもの並びに千葉県レッドリスト（動物編）のA最重要保全生物に分類される鳥獣

② 保護管理の考え方

個別の種ごとの調査等により、生息状況や生育環境の把握と、鳥獣保護区の指定等の実施による種及び地域個体群の存続を図るための取組みに努めることとする。

(2) 狩猟鳥獣

① 対象種

法第2条第3項により環境省令で定める狩猟鳥獣とする。

② 保護管理の考え方

個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握と生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努め、捕獲等の制限等の制度を活用し、持続的な利用が可能となるよう保護管理に努める。ただし、外来種等については（3）に準じた管理を図るものとする。

本県では、キツネの生息数が極めて少なく、将来的に地域個体群の存続に支障が生じるおそれがあるため、平成11年度から法第12条に基づき狩猟による捕獲を禁止しており、平成26年10月31日に期間満了となる。このため、出合状況調査を継続し、平成26年度に禁止措置を継続するか否かを検討する。

また、ヤマドリについても生息数の減少傾向が進行していることが懸念されるため、放鳥事業とともに同条に基づく捕獲期間の制限をオスヤマドリで実施しているが、平成26年2月15日に期間満了となる。このため、出合状況調査や捕獲情報の収集を継続し、平成26年度の期間満了までに制限措置を継続するか否かを検討する。

農業等の被害が発生している房総半島に生息する孤立した個体群であるニホンジカについては、別途定める特定鳥獣保護管理計画に基づき被害の防止及び地域個体群の存続に努める。

(3) 外来鳥獣等

① 対象種

本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣とし、アカゲザル、アライグマ、キョン、ハクビシン、マスカラット、ソウシチョウが含まれる。

② 保護管理の考え方

個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握と生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努め、狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し、被害の防止に努める。

特にアカゲザル、アライグマ、キョンについては、上記の他、別途定める「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく特定外来生物防除実施計画による防除も行う。

(4) 一般鳥獣

① 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣及び外来鳥獣等以外の鳥獣とする。

② 保護管理の考え方

個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握と生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努め、必要に応じ対策を講じる。

特に農業被害等が発生している房総半島に生息する孤立した個体群であるニホンザルについては、別途定める特定鳥獣保護管理計画に基づき被害の防止及び地域個体群の存続に努める。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

- ① 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を促進する。
- ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保若しくは社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ⑤ 特定猟具使用禁止区域内で、特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合
- ⑥ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定により環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

(2) 許可する場合の基本的考え方

① 学術研究を目的とする場合

学術研究(環境省足環を用いる標識調査を含む)を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限の捕獲(外来鳥獣等に関する学術研究にあつては適切なもの)であつて、適正な研究計画の下でのみ行われることとする。

② 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じているか又はおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。特に、外来鳥獣等については、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を促進するものとする。

③ 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

特定鳥獣保護管理計画を作成した場合、計画対象地域において対象鳥獣を捕獲等又は採取等する時は個体数の調整に資することから、有害鳥獣捕獲を目的とする捕獲として取り扱うことはせず、特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする捕獲として取り扱う。

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と野生鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長年にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。

④ その他の特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。この他の事由に関しては、特に必要性が認められる場合に限り、これらに準じて許可することとする。

なお、野生鳥獣の愛玩飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念に反するのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあることから、昭和55年度より愛玩飼養のための捕獲は当分の間許可しないこととしている。

1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する必要がある場合

2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合

- 3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合
 - 4) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的
鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合
 - 5) 鵜飼漁業への利用
鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合
 - 6) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的
伝統的な祭礼行事等に用いる場合
 - 7) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護等公益に資すると認められる目的
環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲又は採取等をする場合など
- (3) わなの使用に当たっての許可基準
わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。
法第12条第1項及び第2項で禁止されている猟法でないこと。
ただし、本県にクマは生息していないことから輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなの使用（狩猟期間中は猟犬等が錯誤捕獲される危険性があることから、その使用は自粛するものとする）及び箱わなで鳥類を捕獲する場合を除く。
- (4) 許可に当たっての条件の考え方
捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法などについて付すこととする。特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すこととする。
- (5) 許可権限の市町村長への委譲
狩猟鳥獣（狩猟禁止措置の種及び特定鳥獣保護管理計画の対象となった種は除く）、ドバト、モグラ、キョンの有害鳥獣捕獲の許可権限については、迅速な対応及び地域の実情に即した運用を図るため、市町村の受入体制や意向を尊重しつつ、適切に委譲する。
また、権限を市町村に委譲する場合にあっては、法、規則、この計画等に従って適切に事務が執行されるよう留意する。また、権限の委譲を受けた市町村とは連携を密にし、許可事務の執行状況の把握に努めるとともに、必要に応じ助言等を行うものとする。
- (6) 捕獲実施に当たっての留意事項
捕獲等又は採取等の実施にあたっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。
また、必要に応じ許可対象者の関係職員若しくは鳥獣保護員等が立ち会う等により適正な捕獲が実施されるよう対処することとし、従事者は、鳥獣捕獲許可証又は従事者証を携帯し、さらに許可権者が貸与する腕章を着用させることとする。
許可を受けた者が使用する猟具（銃器を除く。）の使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。
法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行わせるよう指導することとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で猟具ごとに標識を装着できない場合にあつては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。
なお、前項の事項は金属製又はプラスチック製の標識に、一字の大きさが縦横それぞれ1.0センチメートル以上の文字で記載するよう、併せて指導する。
許可の有効期間が満了又はその効力が失われた場合には、許可権者に対し直ちに鳥獣捕獲許可証等を返納させるとともに、捕獲結果について速やかに報告をさせるよう指導することとする。
- (7) 捕獲物又は採取物の処理等
捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微

である場合として規則第19条に該当する場合を除く。)

さらに、捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するように指導するものとする。

また、捕獲物は、違法な捕獲物と誤認されないように指導することとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導することとする。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用ができないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡しようとする場合には飼養登録等の手続きが必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は、法第9条第1項違反になる場合があることについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図ることとする。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めることとする。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

捕獲等又は採取等の実施者に対し、鳥獣捕獲許可証を返納させる際には、捕獲の場所、捕獲数、処置の概要等について報告を行わせることとする。

また、鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲許可を受けた者に対し、捕獲地点、日時、種名、性別、捕獲物の処理、捕獲努力量等についての報告を求めるとともに、必要に応じて写真又はサンプルを添付させることとする。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲にあつては捕獲データの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に進め、研究機関等での利用を含め、保護管理のための基礎資料としての活用を図ることとする。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

「千葉県保護上重要な野生生物(千葉県レッドリスト)」に記載の野生鳥獣(ニホンザル除く)については特に慎重な取扱とする。

集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の鳥獣保護区、また、鳥獣保護区特別保護地区、国定公園特別保護地区など生態系の保護を図ることが必要な地域における捕獲許可については、特に慎重な取扱とする。

3 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

① 研究の目的及び内容

次のいずれにも該当するものであること。

1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

② 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

③ 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類又は数(羽、頭、個)

ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数(羽、頭、個)とする。

④ 期間

1年以内

⑤ 区域

必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域(当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。)並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りではない。

⑥ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

1) 法第12条第1項及び第2項で禁止されている猟法でないこと。

ただし、本県にクマは生息していないことから輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなの使用(狩猟期間中は猟犬等が錯誤捕獲される危険性があることから、その使用は自粛するものとする)及び箱わなで鳥類を捕獲する場合を除く。

2) 殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

⑦ 捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

2) 個別識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。

3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として必要期間経過後短期間の内に脱落するものであること。

また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するよう努めること。

4) 行動域調査等、放鳥獣を行わなくてはならない調査の場合を除き、調査後の外来鳥獣等の放鳥獣は原則禁止とする。

(2) 標識調査(環境省足環を装着する場合)

① 許可対象者

国又は都道府県の鳥獣行政事務担当職員若しくは国又は都道府県より委託を受けた者(委託を受けた者から依頼されたものを含む)。

② 鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者にあつては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあつては、同各1,000羽以内、その他の者にあつては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種についてはこの限りではない。

③ 期間

1年以内

④ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りではない。

⑤ 方法

原則として、わな、網、手捕とする。ただし、法第12条第1項及び第2項で禁止されている猟法でないこと。

なお、本県にクマは生息していないことから輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなの使用(狩猟期間中は猟犬等が錯誤捕獲される危険性があることから、その使用は自粛するものとする)及び箱わなで鳥類を捕獲する場合を除く。

4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

野生鳥類による農林水産物への被害については、カラス類、ハト類等により県下全域で発生しており、都市部では、カラス類、ドバト、ムクドリ等による生活被害が発生している。

また、カワウによる放流アユなどへの食害が、河川を中心に増加しており、漁業者の種苗放流への意欲を減退させ、水産資源の維持管理を困難にしているなど、漁業振興上、大きな問題となっている。東京湾沿岸においては、カモ類によるノリやアサリなどの食害及び羽の付着によるノリへの被害が発生している。

野生獣類では特にイノシシによる農林作物被害が、県中南部地域を中心に甚大であるとともに生息域が拡大しており、農業者の耕作意欲を減退させ、耕作放棄地の増加要因の一つとなっているなど、農山村地域の振興上、大きな問題となっている。

さらに、県内の広い範囲でハクビシンやアライグマによる農作物や生活環境に被害が発生している。

有害鳥獣の捕獲は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止、軽減を目的に行うこととし、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに実施する。

なお、被害等のおそれのある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）は、常時捕獲を行い、生息数を低下させるほど強い害性が認められる場合にのみ許可することとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。また、特定鳥獣保護管理計画が策定されている鳥獣については、同計画に基づく捕獲を行うこととする。

なお、イノシシについては、被害が甚大であること、生息域が拡大していること、繁殖力が旺盛であることから、被害の防止及び低減のため生息数を低下させるほど強い害性が認められる種とし、生息域の最前線となっている地域、農林作物被害が出始めている地域、被害や生息域の拡大が危惧される地域での生息域の拡大防止を目的とした予察捕獲の実施を推進する。このことにより、生息域の最前線となっている地域、農林作物被害が出始めている地域、被害や生息域の拡大が危惧される地域での捕獲推進を図る。

一方、人が排出する生ゴミ等への依存が、鳥獣による被害等の誘因となっているため、被害等の防止の観点から生ゴミ等の適正な処理や餌やり行為の防止及び鳥獣の生態や習性に関する知識の普及を含め、関係者への周知徹底に努める。

野生鳥獣による農林作物被害については、地域の主体的な取り組みを支援するため設置された「千葉県野生鳥獣対策本部」が決定した「千葉県野生鳥獣対策推進方針」に基づき、被害防除と有害鳥獣の捕獲に加え鳥獣の生息環境の整備などの対策を地域・市町村・県が一体となり総合的に実施することとする。

(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成

① 予察表に係る方針等

予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとする。

被害発生予察表を作成する場合は、原則として過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況を踏まえて、調査及び検討を行う。

なお、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取することとする。

また、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。さらに、捕獲等又は採取等の数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにするものとする

被害発生予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとする。

また、予察捕獲は通常、有害鳥獣捕獲を目的とする捕獲許可として取り扱うものであるが、特定鳥獣保護管理計画の対象地域においては、予察捕獲による捕獲は特定鳥獣の数の調整に資するものでもあるから、原則として特定鳥獣の数の調整を目的とする捕獲許可として取り扱うものとする。

ただし、イノシシについては、②の被害発生状況表を被害発生予察表に読み替える。

②被害発生状況表

(第21表-1)

加害鳥獣名	被害農林 水産物等	被害発生時期												備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
カラス類 ※	稲, いも類, 果樹, 雑穀, 飼料作物, 豆類, 野菜, 畜産物	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	生活被害 (電力設備を含む)
スズメ	稲, 飼料作物, 麦類, 野菜	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
ドバト	稲, 飼料作物, 豆類, 麦類	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	生活被害 (工場内を含む)
キジバト	稲, 果樹, 飼料作物, 豆類, 麦類, 野菜	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
ムクドリ	稲, 果樹, 豆類, 野菜	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	生活被害
ヒヨドリ	稲, 果樹, 飼料作物, 豆類, 野菜	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
オナガ	果樹				→	→								生活被害 (1月~12月), 農作物被害 (3月~10月)
陸ガモ類※	稲 (踏みつけ), 野菜 (レンコン)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
海ガモ類※	アサリ, ノリ (食害、羽根の付着)	→								→	→	→	→	生活被害, 樹木への糞害 農作物被害 (3月~9月)
キジ	いも類, 雑穀, 飼料作物, 豆類, 野菜	→	→	→	→	→	→	→	→					
サギ類	稲 (踏みつけ), 水産物全般	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	生活被害, 樹木への糞害 航行障害, 観光被害 (牧場内の 客の食べ物を奪う)
カワウ	水産物全般	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
トビ		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
ニホンザル	稲, いも類, 果樹, 雑穀, 飼料作物, 豆類, 野菜, 特用林産物	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	生活被害
アカゲザル	稲, いも類, 果樹, 豆類, 野菜, 特用林産物	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
ニホンジカ	稲, 果樹, 豆類, 野菜, 特用林産物	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	生態系被害
イノシシ	稲, いも類, 果樹, 工芸作物 (い草), 雑穀, 飼料作物, 豆類, 野菜, 特用林産物	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
キョン	稲, 野菜, 花卉, 果樹	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	ゴルフ場コース被害 生産基盤被害
ノウサギ	稲, 果樹, 豆類, 野菜, 特用林産物	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
タヌキ	稲, いも類, 果樹, 雑穀, 飼料作物, 豆類, 野菜	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	生態系被害
ハクビシン	稲, いも類, 果樹, 工芸作物, 雑穀, 飼料作物, 豆類, 野菜	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
アナグマ	果樹, 野菜, 豆類	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	生活被害
アライグマ	稲, いも類, 果樹, 雑穀, 豆類, 野菜	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
モグラ類	いも類, 豆類, 雑穀, 果樹, 飼料作物, 野菜 (トウモロコシ)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	生活被害, 生態系被害
コウモリ類		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
ネズミ類	稲, いも類, 豆類, 雑穀, 果樹 (ビワ), 飼料作物	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	ゴルフ場コース被害 生活被害

※ カラス類：ハシブトカラスとハシボソカラス、陸ガモ類：マガモ、カルガモ、海ガモ類：スズガモ、ヒドリガモ (羽の付着は海ガモ類全般)

(第21表-2)

加害発生地域		加害鳥獣種名																											
地域振興事務所名等	市町村名	カラス類※	スズメ	ドバト	キジバト	ムクドリ	ヒヨドリ	オナガ	陸ガモ類※	海ガモ類※	キジ	サギ類	カワウ	トビ	ニホンザル	アカゲザル	ニホンジカ	イノシシ	キョン	ノウサギ	タヌキ	ハクビシン	アナグマ	アライグマ	モグラ類	コウモリ類	ネズミ類		
自然保護課	千葉市	○	○	○	○	○	○		○		○							○		○	○	○							
	市原市	○	○	○	○						○		○		○		○	○			○	○	○		○				
葛南	市川市	○								○											○	○				○			
	船橋市	○								○												○	○				○		
	習志野市	○		○	○	○	○														○	○	○						
	八千代市	○	○	○	○	○	○	○					○					○			○	○	○	○					
	浦安市	○	○						○																				
東葛飾	松戸市	○	○	○	○	○	○		○												○	○			○		○		
	野田市	○		○	○		○														○								
	柏市	○	○	○	○	○	○						○									○	○			○			
	流山市																												
	我孫子市											○	○										○						
	鎌ヶ谷市																												
印旛	成田市	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○						○		○	○	○		○				
	佐倉市	○	○	○		○	○					○	○						○				○			○			
	四街道市	○	○	○	○	○						○									○								
	八街市	○	○	○	○	○	○					○							○		○	○							
	印西市	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○						○		○	○	○		○	○			
	白井市	○	○	○	○	○	○					○	○	○					○			○	○		○				
	富里市	○	○	○	○	○	○					○									○	○	○						
	酒々井町	○	○	○																									
	栄町	○	○	○	○	○			○													○	○	○		○			
香取	香取市	○	○	○	○																○		○						
	神崎町	○	○						○		○											○	○					○	
	多古町	○		○	○																	○	○						
	東庄町																												
海匝	銚子市	○																											
	旭市	○	○	○	○	○	○					○																	
	匝瑳市	○	○	○	○	○	○												○			○	○						
長生	茂原市	○		○													○				○	○							

	一宮町	○					○												○	○	○	○	○		
	睦沢町	○					○							○	○				○	○	○	○			
	長生村	○		○																○					
	白子町	○		○																○					
	長柄町	○	○	○	○	○	○		○					○	○	○		○		○		○	○		
	長南町	○													○	○				○		○			
山武	東金市	○														○			○	○					
	山武市	○	○	○	○	○	○		○						○				○	○					
	大網白里町	○	○			○	○		○	○					○			○	○	○					
	九十九里町	○		○	○	○			○																
	芝山町	○		○	○	○	○		○										○	○					
	横芝光町	○	○	○	○	○						○								○					
夷隅	勝浦市	○	○		○	○	○		○	○	○		○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	いすみ市	○	○				○					○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大多喜町	○			○		○					○		○	○	○			○	○	○	○	○		
	御宿町	○	○		○				○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○		
君津	木更津市	○	○	○	○		○		○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○			
	君津市	○	○	○		○	○					○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	富津市	○	○	○	○		○		○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○			
	袖ヶ浦市	○	○	○	○				○		○					○			○	○	○	○			○
安房	館山市	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○		○		○	○	○	○	○	○		○
	鴨川市		○											○		○	○								
	南房総市	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○		○		○	○	○	○	○	○		○
	鋸南町	○	○				○							○		○	○		○		○				

③被害発生予察地図

鳥獣による農林作物等の被害が甚大であって予察捕獲を実施したい市町村は、保護管理対策や被害防止対策を的確かつ効果的に行うため、関係者を集めた協議会を設置するよう努めることとし、協議会で被害の発生予察・効果的な被害防止方法の検討・効果的な捕獲方法の検討・実施体制の整備・年間捕獲計画の作成・その他被害防止対策の検討を行い、必要に応じて学識経験者等科学的知見から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見聴取することにより、原則として加害鳥獣ごとに過去の被害発生状況や加害鳥獣の生息状況等をまとめた資料を作成するとともに、同資料内で必要に応じ被害発生予察地図を作成することとする。

なお、イノシシについては、別途、被害発生予察地図を作成することとする。

(3) 鳥獣の適正管理の実施

①方針

ニホンザル、ニホンジカの生息域が拡大しているが、県中南部地域を中心に発生している農林産物被害はニホンザル及びニホンジカではピーク時比で大幅に低減している一方、イノシシによる農林産物被害は高止まり状況にある。

このため、房総丘陵を中心に生息する孤立した個体群であるニホンザル・ニホンジカについては、引き続き別途定める特定鳥獣保護管理計画に基づき、適正管理に努める。

また、イノシシについては、「千葉県イノシシ・キョン管理対策方針」に基づき、農作物等の被害の軽減を目標に捕獲を進める。

これらの鳥獣の個体数管理のための捕獲については、市町村などが行う特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲や有害鳥獣捕獲事業を支援することにより実施する。

また、これ以外の農林水産物や生活環境に被害を及ぼす野生鳥獣（外来種等を除く）については、農林水産物被害防止と鳥獣保護との調整を図り、人と野生鳥獣との共存が図られるよう関係諸機関の意見を広く聞き、総合的かつ効果的な管理対策が図れるようにする。

②防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

(第22表)

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備 考
ニホンザル ニホンジカ	平成24年度から 平成28年度まで	特定鳥獣保護管理計画に基づき、効果的な防除方法の検討や適正な個体数・群管理の実施を図る。	
イノシシ		千葉県野生鳥獣対策本部において、被害状況・捕獲実績等からマップを作成し生息状況等についての解析を行うとともに効果的な防除方法等についての研究・検討を行う。 また、被害を受けている市町村及び猟友会組織と連携した広域一斉捕獲体制の構築を図り、防除の実施に努める。	
その他鳥獣		甚大な被害を及ぼすその他の鳥獣が生じた場合は、防除方法等を検討する。	

(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

①方針

1) 基本的な考え方

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

狩猟鳥獣、ニホンザル、ドバト及び外来鳥獣等以外の鳥獣については、被害等が生じることは稀であり、従来への許可実績もごく僅少であることから、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、特に慎重に取り扱うこととする。

なお、外来鳥獣等による被害等の防止を図る場合は、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図ることとする。

また「千葉県保護上重要な野生生物(千葉県レッドリスト)」に記載の野生鳥獣(ニホンザル除く)に係る捕獲許可、サギ類の集団繁殖地及びシギ・チドリ類等の渡り鳥に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うこととし、継続的な捕獲が必要となる場合は、科学的で明確な保護管理の目標に基づき計画的に行わせることとする。当該鳥獣種については、特に有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲の生じることのないように各方面を指導する。

さらに、鳥獣保護区や自然公園などにおける有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、他の鳥獣の保護繁殖に支障が生じないよう取り扱うものとする。

知事(地域振興事務所長を含む)の権限による捕獲許可は「千葉県鳥獣捕獲許可等取扱要領」「野生猿生息数調整方針」「野生鹿有害鳥獣捕獲方針」「イノシシ有害鳥獣捕獲方針」「キョン有害鳥獣捕獲方針」に基づいて行う。

2) 捕獲の実施に当たっての留意事項

有害鳥獣捕獲に伴う錯誤捕獲や事故の発生防止については、万全の対策を講じさせることとし、又、捕獲の実施に当たっては、事前に関係地域住民等への周知を図らせることとする。

②許可基準

1) 許可対象者

許可は、有害鳥獣捕獲の適正化及び危険防止等の観点から、原則として被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人又は国、地方公共団体及び環境大臣が定める法人(以下「指定法人」という)に対して行う。

捕獲従事者は、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許(空気銃を使用する場合は、第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許)を所持し、かつ狩猟災害共済等に加入しているか、それに準ずる資力信用を有している者とし、銃器の使用以外の方法による場合は、原則として網猟免許・わな猟免許を所持し、かつ狩猟災害共済等に加入しているか、それに準ずる資力信用を有している者とする。

ただし、狩猟免許を受けていない者に対しては、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げるとき等は、許可することができるものとする。

- ・銃器を使用しないで鳥類、ネズミ類、モグラ類を捕獲するとき
- ・手捕りなど法定猟具を使用しないで獣類を捕獲するとき
- ・塀柵等で囲まれた住宅、店舗、工場等の敷地内で、小型の箱わな及びつき網を使用して獣類を捕獲するとき
- ・農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを使用して獣類を捕獲するとき
- ・国及び地方公共団体職員が業務のため、小型の箱わな又はつき網により獣類を捕獲するとき

また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から有害鳥獣捕獲を行う者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導するものとする。この場合において、捕獲方法が銃器以外の方法であり、かつ安全が確保されると認められる場合にはこの限りではない。

なお、指定法人に対する許可に当たっては、その従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとする。

ただし、銃器の使用以外の方法による場合であって、原則として箱わな及び囲いわなを使用する場合にあつては(ただし、地域の合意形成が図られ、鳥獣

の保護及び住民の安全性が確保される場合はくくりわな等も認めることとする)、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとする。

この場合、当該免許を受けていない者(補助者)は、当該免許を受けている者(監督者)の監督下で作業を行うこととする。(ここでいう作業とは「わなの見回り」、「誤作動による仕掛けの再セット」、「えさ置き」の維持管理業務のことを指す。)当該法人は、従事者の中に補助者を含める場合、監督者(銃器を用いて止めさしする場合は、止めさしを実施する者を含む)に対して承諾を得るものとし、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとする。

さらに、捕獲実施者の数は、被害を与える鳥獣の生息状況、行動範囲等を考慮した上で、必要最小限とするほか、被害等の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲方法を適切に選択するように指導することとする。

共同捕獲を実施する場合には、責任者を1名置き、事故、違反のないよう従事者の指導監督を行うように指導することとする。

法人に対して、許可を行った場合は、指揮監督の適正を期するため、従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するように指導することとする。

2) 鳥獣の種類・数

有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。

鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次のア又はイに該当する場合に行うこととする。

ア 現に被害等を発生させている鳥類を捕獲することが困難であり、鳥類の捕獲だけでは被害を防止する目的が達成できない場合。

イ 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある場合で、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合。

捕獲等又は採取等数は、原則として第23表に示す数とし、これ以外の鳥獣については、被害等の防止、軽減の目的を達成するために必要最小限の羽(頭、個)数とする。

ただし、外来鳥獣等の場合には、ア、イは適用しない。

3) 期間

有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とするものとする。ただし、被害等の発生が予察される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な飛行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をする場合等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮する。

狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟(法第11条第1項第1号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。)又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査するなど、適切に対応する。

予察捕獲の許可については、予察情報台帳に基づき計画的に実施する。

4) 区域

有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とすることとし、その範囲は必要かつ適切な区域とする。

被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合においては、被害等の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等これが効果的に実施されるよう市町村を指導することとする。

また、被害等が周辺の都道府県にまたがって発生する場合においては、都道府県を越えた市町村間の連携を図るよう助言するものとする。

鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施に向けて捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努めるものとし、鳥獣の保護管理の適正な実施が確保されるように行うこととする。この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮すること。特に集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域にあっては、捕獲許可について慎重な取扱をすること

とする。

また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、生息環境の改善、被害防除対策の重点的な実施とともに、個体数調整の推進を図るものとする。

5) 方法

原則として、法第12条第1項及び第2項で禁止されている猟法でないこと。

ただし、本県にクマは生息していないことから輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなの使用（狩猟期間中は猟犬等が錯誤捕獲される危険性があることから、その使用は自粛するものとする）及び箱わなで鳥類を捕獲する場合を除く。

また、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りではないが、猟具の構造等については人に及ぼす危害や錯誤捕獲の危険性、影響には十分配慮したものとする。

また、空気銃・ガス銃を使用した捕獲は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、中・小型鳥類に限ってその使用を認めることとする。

ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

なお、鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域にあつては、鉛製銃弾は使用しないこととする。

さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を取り、結果として被害等の発生の遠因を生じさせないよう指導を行うこととする。

6) 鳥獣の種類別許可基準

(第23表)

許可権者	鳥獣名	許可基準						被害農林水産物等	備考	
		方法	区域	時期	日数	1人当り駆除羽(頭)数	許可対象者			留意事項
県又は条例により移譲された許可権者	ニホンザル	銃器 わな 網	特定鳥獣保護管理計画に基づく	/	1年以内	特定鳥獣保護管理計画に基づく	原則として被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人、国・地方公共団体及び指定法人	銃器での捕獲の場合、捕獲計画を提出させるなどし、必要かつ適切な期間のみ許可を出すなど、長期間とならないような日数とすること。 (ニホンジカ・イノシシ・ネズミ類・モグラ類・外鳥獣等を除く)	予察表(表21-1, 表21-2)参照	・銃器を使用する場合は、安全性を考慮し、不必要に長期間とならないような日数とする。 ・航空機障害を理由とした捕獲は、追払いを優先するよう指導する。 ・外来鳥獣等については、許可に当たり被害の有無は問わない。
	ニホンジカ	わな 網 銃器								
	イノシシ、ネズミ類、モグラ類、外来鳥獣等	銃器	県内全域(ただし、イノシシ・外来鳥獣等以外は必要最小限の区域。)	/	原則3か月以内。ただし、適正な捕獲計画が提出された場合は、6か月以内(予察捕獲の場合も同様)	2,000羽以下 合計1,000羽以下				
	スズメ	銃器 箱わな 網								
	カラス類(ハシボソガラス・ハシブトガラ)									
	ドバト									
	キジバト									
	カモ類									
	ヒヨドリ									
	ムクドリ									
	トビ・キジ									
	鳥類(本表に掲載されているものを除く)									
	獣類(本表に掲載されているものを除く)		銃器 わな 網							

※ 外来鳥獣等：アライグマ、ハクビシン、アカゲザル、キョン、マスカラット、ソウシチョウ

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

①方針

1) 捕獲隊の整備

イノシシなど鳥獣による農林作物被害が甚大な県中南部地域において、迅速で効果的かつ安全な捕獲を実施するための市町村単位で地域の実情に即した捕獲隊（有害鳥獣捕獲を目的として編成されたものをいう。以下同じ。）の整備及び関係市町村の協議調整による「広域捕獲隊」の整備を推進するなど、有害鳥獣捕獲実施体制の整備に努めるよう関係市町村に助言するとともに、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）と連携を図るよう助言するものとする。特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう助言するものとする。

2) 関係者間の連携強化

被害等の防除対策に関する関係者が連携して円滑に有害鳥獣捕獲を実施するため、関係者の連携の強化に努める。

特に、イノシシなどによる農林作物被害に対しては、「千葉県野生鳥獣対策推進方針」に基づき、地域、市町村並びに県関係部局及び研究機関の連携の強化を図り、総合的な対策を実施する。

また、県農業事務所は必要に応じ地域の野生鳥獣対策協議会を設置するものとする。

3) 被害防止体制の充実

被害等が慢性的に発生している地域にあつては、必要に応じて、被害対策を行う体制の整備、的確な情報伝達及び効果的な被害防止が図られるよう関係市町村を助言することとする。

②捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第24表)

対象鳥獣名	対象地域	備考
ニホンジカ	別途、特定鳥獣保護管理計画により定める。	
ニホンザル	別途、特定鳥獣保護管理計画により定める。	追い払いを主体とする
その他鳥獣	県内全域（被害が発生している地域）。	

③指導事項の概要

「千葉県鳥獣捕獲許可等取扱要領」「野生猿生息数調整方針」「野生鹿有害鳥獣捕獲方針」「イノシシ有害鳥獣捕獲方針」「キョン有害鳥獣捕獲方針」に基づいて指導を行う。

5 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

(1) 許可対象者

有害鳥獣捕獲に準ずる。

(2) 鳥獣の種類・数

捕獲数は、特定鳥獣保護管理計画の達成のために適切かつ合理的な員数(羽、頭、個)とする。

(3) 期間

特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とする。

捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮する。

狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲等又は採取等の必要性を十分に審査するなど、適切に対応する。

(4) 区域

特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とする。

(5) 方法

有害鳥獣捕獲に準ずる。

6 その他特別の事由の場合

(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数(羽、頭、個)

③ 期間

1年以内

④ 区域

申請者の職務上必要な区域

⑤ 方法

原則として、法第12条第1項及び第2項で禁止されている猟法でないこと。

ただし、本県にクマは生息していないことから輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなの使用(狩猟期間中は猟犬等が錯誤捕獲される危険性があることから、その使用は自粛するものとする)及び箱わなで鳥類を捕獲する場合を除く。

なお、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員、鳥獣保護員、その他特に必要と認められる者

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数(羽、頭、個)

③ 期間

1年以内

④ 区域

必要と認められる区域

⑤ 方法

原則として、法第12条第1項及び第2項で禁止されている猟法でないこと。

ただし、本県にクマは生息していないことから輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなの使用(狩猟期間中は猟犬等が錯誤捕獲される危険性があることから、その使用は自粛するものとする)及び箱わなで鳥類を捕獲する場合を除く。

なお、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

① 許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらのものから依頼を受けた者

② 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類及び数(羽、頭、個)

③ 期間

6ヶ月以内

④ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りではない。

⑤ 方法

原則として、法第12条第1項及び第2項で禁止されている猟法でないこと。

ただし、本県にクマは生息していないことから輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなの使用(狩猟期間中は猟犬等が錯誤捕獲される危険性があることから、その使用は自粛するものとする)及び箱わなで鳥類を捕獲する場合を除く。

なお、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

(4) 愛玩のための飼養の目的

野生鳥獣の愛玩飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念に反するのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあることから、昭和55年度より愛玩飼養のための捕獲は当分の間許可しないこととしており、本計画期間内においても許可しないこととする。

(5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止

① 許可対象者

鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者

② 鳥獣の種類・数

人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限とし、放鳥を目的とする場合は生息地等を考慮することとする。

③ 期間

6ヶ月以内

④ 区域

原則として、県内の区域(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く)。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りではない。

⑤ 方法

網、わな、手捕

なお、原則として、法第12条第1項及び第2項で禁止されている猟法でないこと。

ただし、本県にクマは生息していないことから輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなの使用(狩猟期間中は猟犬等が錯誤捕獲される危険性があることから、その使用は自粛するものとする)及び箱わなで鳥類を捕獲する場合を除く。

(6) 鵜飼漁業への利用

① 許可対象者

鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者

② 鳥獣の種類・数

必要最小限

③ 期間

6ヶ月以内

④ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りではない。

⑤ 方法

手捕。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

(7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

① 許可対象者

祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為(いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る)の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者(登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。)

② 鳥獣の種類・数

必要最小限。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする。(致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。)

③ 期間

30日以内

④ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

⑤ 方法

原則として、法第12条第1項及び第2項で禁止されている猟法でないこと。

ただし、本県にクマは生息していないことから輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなの使用(狩猟期間中は猟犬等が錯誤捕獲される危険性があることから、その使用は自粛するものとする)及び箱わなで鳥類を捕獲する場合を除く。

なお、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

(8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断することとする。

なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うこととする。

7 鳥類の飼養登録

(1) 方針

県は、昭和55年度より愛玩飼養のための捕獲は当分の間許可しないこととしており、本計画期間内においても許可しないこととするため、県内での新規捕獲鳥に係る飼養登録証の発行はない。

市町村は、既に飼養の登録を得ている鳥について、違法飼養との区別を明らかにするため、個体管理の足環の装着等適正な管理が行われるよう努めることとする。

併せて、他都道府県からの転入・譲渡(県内の飼養登録数は増加する)及び県内の市町村間での転入・譲渡(県内の飼養登録数は変わらない)に伴う新規飼養登録証の発行にあたっては、上記と同様に違法飼養との区別を明らかにするため、個体管理の足環の装着等適正な管理が行われるよう努めることとする。

また、県及び市町村は、広報等を通じて鳥獣保護思想の普及啓発に努めるとともに、捕獲許可制度及び飼養の登録制度についての周知を図り、適正化を推進することとする。

(2) 飼養適正化のための指導内容

県は野鳥の違法飼養を防止するため、飼養登録事務を行う市町村に対して下記事項について周知するとともに、必要に応じて鳥獣保護員等による巡回監視を行うこととする。

① 飼養の登録の更新は、飼養個体と装着許可証(足環)を照合し確認した上で行うこととする。

- ② 平成元年度の装着許可証(足環装着)導入以前から更新されているなどの長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこととする。
- ③ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うこととする。
- ④ 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等不正な飼養が行われないように十分確認することとする。
- ⑤ 違法に捕獲した鳥獣については、その飼養については禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理を行うこととする。

8 販売禁止鳥獣等

県は販売許可を行う市町村に対して下記事項について周知する。

(1) 許可の考え方

販売許可に当たっては、以下の①及び②のいずれにも該当する場合に許可することとする。

- ① 販売の目的が、規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲したヤマドリのおおきの食用品としての販売など、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあることでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地、販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所(同一地域個体群)等とする。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

銃猟に伴う危険を予防するための区域は、公共的な利用の多い地区、市街地など人家稠密である場所やゴルフ場などレクリエーション等の目的のため年間を通して多くの方が利用する状態になっている場所などを中心に第10次計画までに、226箇所の区域を指定した。

一方、本県は都市化の進展に伴う市街地の拡大が依然として続いており、従来農村部であったところでも住宅地が増加している。

このため、第11次計画においても、銃猟に伴う事故を未然に防止するため、引続き、次の地域について指定に努める。

- ① 銃猟による事故が頻発している地区又は事故の発生のおそれのある区域
- ② 学校の所在する地区
- ③ 農林漁業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所
- ④ レクリエーション等の目的のため入林者が多いと認められる場所
- ⑤ 指定区域(社寺境内及び墓地)や病院等の近傍で静穏が求められる場所
- ⑥ 公道、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所等が相当程度の広がりをもって集中している場所

また、わな猟に伴う危険を予防するための区域については、学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域について、必要に応じて区域の指定に努める。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第25表)

		既指定特定猟具使用禁止区域(A)		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域					本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域						
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(B)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(C)
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	226	箇所							2	2	1	1		6
	面積	189,972.9ha	変動面積	ha						1,156	5,384	518	32		7,090
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	1	箇所												
	面積	363ha	変動面積	ha											

注) 危険防止のため緊急に指定を検討する必要がある場合は、この限りではない。

		本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に廃止または期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域						計画期間中の増減(減:△)*	計画終了時の特定猟具使用禁止区域**
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(D)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(E)		
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	1				1	2	1	4	1			6	△6	220
	面積	495				107	602	755	5,384	518			6,657	△169	189,803.9
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所														1
	面積														363

* 箇所数については (B)-(E)
面積については (B)+(C)-(D)-(E)

** 箇所数については (A)+(B)-(E)
面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第26表)

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称(特定猟具名)	指定面積	指定期間	備 考	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称(特定猟具名)	指定面積	指定期間	備 考
平成24年度	市原市	国本特定猟具使用禁止区域(銃器)	530	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで	再指定					
	袖ヶ浦市、市原市	袖ヶ浦市久保田・蔵波特定猟具使用禁止区域(銃器)	961	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで	再指定					
	野田市	小船橋特定猟具使用禁止区域(銃器)	15	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで	再指定					

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定猟具名）	指定面積	指定期間	備 考	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定猟具名）	指定面積	指定期間	備 考
平成24年度	印西市・白井市	印西特定猟具使用禁止区域(銃器)	4,730	平成 24 年 11 月 1 日から平成 34 年 10 月 31 日まで	統合・再指定 (3,975ha)					
	印西市	印旛村千葉ニュータウン特定猟具使用禁止区域(銃器)	(755)	—	統合・廃止 印西に統合					
	印西市	平賀特定猟具使用禁止区域(銃器)	74	平成 24 年 11 月 1 日から平成 34 年 10 月 31 日まで	再指定・名称変更 旧称:印旛村平賀					
	成田市	プリビレッジゴルフクラブ特定猟具使用禁止区域(銃器)	77	平成 24 年 11 月 1 日から平成 34 年 10 月 31 日まで	再指定					
	香取市	オークヒルズカントリークラブ特定猟具使用禁止区域(銃器)	98	平成 24 年 11 月 1 日から平成 34 年 10 月 31 日まで	再指定					
	銚子市	銚子豊里台特定猟具使用禁止区域(銃器)	81	平成 24 年 11 月 1 日から平成 34 年 10 月 31 日まで	再指定					

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定猟具名）	指定面積	指定期間	備 考	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定猟具名）	指定面積	指定期間	備 考
平成24年度	銚子市	犬吠特定猟具使用禁止区域(銃器)	820	平成 24 年 11 月 1 日 から平成 32 年 10 月 31 日まで	縮小(保護区へ 一部移行 ▲495ha)					
	山武市・九十九里町	作田特定猟具使用禁止区域(銃器)	1,036	平成 24 年 11 月 1 日か ら平成 34 年 10 月 31 日まで	区域拡大 (+ 401ha)					
	横芝光町	篠本特定猟具使用禁止区域(銃器)	88	平成 24 年 11 月 1 日か ら平成 34 年 10 月 31 日まで	再指定					
	山武市	成東町上横地特定猟具使用禁止区域(銃器)	419	平成 24 年 11 月 1 日か ら平成 34 年 10 月 31 日まで	再指定					
	山武市	成東町富口特定猟具使用禁止区域(銃器)	92	平成 24 年 11 月 1 日か ら平成 34 年 10 月 31 日まで	再指定					
	東金市	東千葉カントリーゴルフ場特定猟具使用禁止区域(銃器)	155	平成 24 年 11 月 1 日か ら平成 34 年 10 月 31 日まで	再指定					

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定 猟具名）	指定面積	指定期間	備 考	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定 猟具名）	指定面積	指定期間	備 考
平成24年度	九十九里町	真亀特定猟具使用禁止区域(銃器)	427	平成 24 年 11月1日か ら平成 34 年 10 月 31 日まで	再指定					
	東金市	求名特定猟具使用禁止区域(銃器)	272	平成 24 年 11月1日か ら平成 34 年 10 月 31 日まで	再指定					
	茂原市・長柄町	真名ゴルフ場・長柄町上野特定猟具使用禁止区域(銃器)	293	平成 24 年1 1月1日から 平成 34 年 10 月 31 日 まで	再指定					
	白子町	白子町東部特定猟具使用禁止区域(銃器)	365	平成 24 年1 1月1日から 平成 34 年 10 月 31 日 まで	再指定					
	白子町	白子町浜宿・剃金特定猟具使用禁止区域(銃器)	137	平成 24 年1 1月1日から 平成 34 年 10 月 31 日 まで	再指定					
	富津市	天羽マリンヒル特定猟具使用禁止区域(銃器)	14	平成 24 年1 1月 1 日か ら平成 34 年 10 月 31 日まで	再指定					

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定猟具名）	指定面積	指定期間	備 考	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定猟具名）	指定面積	指定期間	備 考
平成24年度	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市永吉特定猟具使用禁止区域(銃器)	456	平成 24 年 11 月 1 日から平成 34 年 10 月 31 日まで	再指定					
	富津市	富津市大貫特定猟具使用禁止区域(銃器)	398	平成 24 年 11 月 1 日から平成 34 年 10 月 31 日まで	再指定					
	富津市	富津市西大和田特定猟具使用禁止区域(銃器)	125	平成 24 年 11 月 1 日から平成 34 年 10 月 31 日まで	再指定					
計	24 箇所（再指定 20、統合再指定 1、統合廃止 1、縮小 1、拡大 1）		11,663							
平成25年度	佐倉市、千葉市	明神台谷津保全ゾーン特定猟具使用禁止区域(銃器)	9	平成 25 年 11 月 1 日から平成 35 年 10 月 31 日まで	再指定					
	印西市	泉ゴルフ場特定猟具使用禁止区域(銃器)	116	平成 25 年 11 月 1 日から平成 35 年 10 月 31 日まで	再指定					

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定 猟具名）	指定面積	指定期間	備 考	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定 猟具名）	指定面積	指定期間	備 考
平成25年度	印西市・栄町	印西・栄特定猟具使用禁止区域 (銃器)	1,993	平成 25 年 11月1日か ら平成 35 年 10 月 31 日まで	統合・再 指定 旧称:栄 町 (495ha)					
	印西市	印西小林特定猟具使用 禁止区域 (銃器)	(175)	—	統合・廃 止 印西・栄 に統合					
	富里市	久能カントリー 倶楽部特定 猟具使用禁 止区域(銃 器)	88	平成 25 年 11月1日か ら平成 35 年 10 月 31 日まで	再指定					
	印西市・栄町	栄町南特定 猟具使用禁 止区域(銃 器)	(173)	—	統合・廃 止印西・ 栄に統合					
	佐倉市	佐倉ゴルフ 場特定猟具 使用禁止区 域(銃器)	65	平成 25 年 11月1日か ら平成 35 年 10 月 31 日まで	再指定					
	印西市	総武ゴルフ 場特定猟具 使用禁止区 域(銃器)	176	平成 25 年 11月1日か ら平成 35 年 10 月 31 日まで	再指定					

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定 猟具名）	指定面積	指定期間	備 考	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定 猟具名）	指定面積	指定期間	備 考
平成25年度	成田市	成田スカイウェイゴルフ場特定猟具使用禁止区域(銃器)	69	平成 25 年 11 月 1 日から平成 35 年 10 月 31 日まで	再指定					
	成田市・芝山町・多古町	成田特定猟具使用禁止区域(銃器)	6,015	平成 25 年 11 月 1 日から平成 35 年 10 月 31 日まで	統合・再指定・ 名称変更 旧称：大栄町 (2,129ha)					
	成田市・芝山町・多古町	成田特定猟具使用禁止区域(銃器)	(3,886)	—	統合・廃止 旧大栄町に統合					
	白井市	船橋ゴルフ場特定猟具使用禁止区域(銃器)	155	平成 25 年 11 月 1 日から平成 35 年 10 月 31 日まで	再指定					
	印西市・栄町	本埜特定猟具使用禁止区域(銃器)	(1,150)	—	統合・廃止 印西・栄に統合					
	多古町	東京国際空港ゴルフ場特定猟具使用禁止区域(銃器)	160	平成 25 年 11 月 1 日から平成 35 年 10 月 31 日まで	再指定					

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定猟具名）	指定面積	指定期間	備 考	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定猟具名）	指定面積	指定期間	備 考
平成25年度	多古町	成田ハイツアーゴルフ場特定猟具使用禁止区域(銃器)	144	平成 25 年 11 月 1 日から平成 35 年 10 月 31 日まで	再指定					
	東金市	家徳特定猟具使用禁止区域(銃器)	52	平成 25 年 11 月 1 日から平成 35 年 10 月 31 日まで	再指定					
	山武市・九十九里町	作田特定猟具使用禁止区域(銃器)	1,036	平成 25 年 11 月 1 日から平成 35 年 10 月 31 日まで	再指定					
	大網白里町	増穂特定猟具使用禁止区域(銃器)	335	平成 25 年 11 月 1 日から平成 35 年 10 月 31 日まで	再指定					
	山武市	松尾台工業団地特定猟具使用禁止区域(銃器)	148	平成 25 年 11 月 1 日から平成 35 年 10 月 31 日まで	再指定					
	茂原市	茂原市千沢・南吉田特定猟具使用禁止区域(銃器)	236	平成 25 年 11 月 1 日から平成 35 年 10 月 31 日まで	再指定					

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定 猟具名）	指定面積	指定期間	備 考	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定 猟具名）	指定面積	指定期間	備 考
平成25年度	長南町	長南町長南工業団地特定猟具使用禁止区域（銃器）	50	平成25年1月1日から平成35年10月31日まで	再指定					
	大多喜町	千葉夷隅ゴルフクラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）	143	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	再指定					
	君津市	秋元特定猟具使用禁止区域（銃器）	275	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	再指定					
	君津市	久留里市場特定猟具使用禁止区域（銃器）	57	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	再指定					
	君津市・富津市	郡特定猟具使用禁止区域（銃器）	197	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	再指定					

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定 猟具名）	指定面積	指定期間	備 考	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定 猟具名）	指定面積	指定期間	備 考
平成25年度	木更津市	矢那特定猟具使用禁止区域(銃器)	405	平成 25 年 11月1日から平成 35 年 10 月 31 日まで	再指定					
計	26箇所（再指定 20、統合 再指定 2、統合廃止 4）		11,924							
平成26年度	市原市	梅ヶ瀬特定猟具使用禁止区域(銃器)	42	平成 26 年 11月1日から平成 36 年 10 月 31 日まで	再指定					
	市原市	新巻特定猟具使用禁止区域(銃器)	60	平成 26 年 11月1日から平成 36 年 10 月 31 日まで	再指定					
	市原市	国分寺台特定猟具使用禁止区域(銃器)	456	平成 26 年 11月1日から平成 36 年 10 月 31 日まで	再指定					
	市原市	姉崎特定猟具使用禁止区域(銃器)	290	平成 26 年 11月1日から平成 36 年 10 月 31 日まで	再指定					

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定 猟具名）	指定面積	指定期間	備 考	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定 猟具名）	指定面積	指定期間	備 考
平成26年度	市原市	小勝山団地 特定猟具使用禁止区域 (銃器)	35	平成 26 年 11月1日か ら平成 36 年 10 月 31 日まで	再指定					
	市原市	浜野ゴルフ クラブ特定 猟具使用禁 止区域(銃 器)	130	平成 26 年 11月1日か ら平成 36 年 10 月 31 日まで	再指定					
	市原市	市原海上特 定猟具使用 禁止区域 (銃器)	678	平成 26 年 11月1日か ら平成 36 年 10 月 31 日まで	再指定					
	富津市、君 津市、木更 津市、市原 市、袖ヶ浦 市	東京湾岸特 定猟具使用 禁止区域 (銃器)	17,203	平成 26 年 11月1日か ら平成 36 年 10 月 31 日まで	再指定					
	柏市	柳戸特定猟 具使用禁止 区域(銃器)	46	平成 26 年 11月1日か ら平成 36 年 10 月 31 日まで	再指定					
	白井市	白井市運動 公園特定猟 具使用禁止 区域(銃器)	78	平成 26 年 11月1日か ら平成 36 年 10 月 31 日まで	再指定					

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定 猟具名）	指定面積	指定期間	備 考	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定 猟具名）	指定面積	指定期間	備 考
平成26年度	成田市	大栄工業団地特定猟具使用禁止区域(銃器)	45	平成 26 年 11 月 1 日から平成 36 年 10 月 31 日まで	再指定					
	成田市	白鳳カントリーゴルフ場特定猟具使用禁止区域(銃器)	74	平成 26 年 11 月 1 日から平成 36 年 10 月 31 日まで	再指定					
	八街市	八街中央特定猟具使用禁止区域(銃器)	863	平成 26 年 11 月 1 日から平成 36 年 10 月 31 日まで	再指定					
	八街市	吉倉特定猟具使用禁止区域(銃器)	225	平成 26 年 11 月 1 日から平成 36 年 10 月 31 日まで	再指定					
	香取市	佐原カントリークラブ特定猟具使用禁止区域(銃器)	81	平成 26 年 11 月 1 日から平成 36 年 10 月 31 日まで	再指定					
	銚子市	七ッ池特定猟具使用禁止区域(銃器)	42	平成 26 年 11 月 1 日から平成 36 年 10 月 31 日まで	再指定					

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定 猟具名）	指定面積	指定期間	備 考	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定 猟具名）	指定面積	指定期間	備 考
平成26年度	山武市	木戸浜特定 猟具使用禁 止区域(銃 器)	38	平成 26 年 11月1日か ら平成 36 年 10 月 31 日まで	再指定					
	東金市・九 十九里町	西野特定猟 具使用禁止 区域(銃器)	126	平成 26 年 11月1日か ら平成 36 年 10 月 31 日まで	再指定					
	山武市	松尾町五反 田・祝田・高 富特定猟具 使用禁止区 域(銃器)	231	平成 26 年 11月1日か ら平成 36 年 10 月 31 日まで	再指定					
	茂原市・白 子町・大網 白里町	茂原市清水 特定猟具使 用禁止区域 (銃器)	225	平成 26 年 11月1日か ら平成 36 年 10 月 31 日まで	再指定					
	長南町	長南町山内 特定猟具使 用禁止区域 (銃器)	100	平成 26 年1 1月1日から 平成 36 年 10 月 31 日 まで	再指定					
	長柄町	長柄町六地 蔵特定猟具 使用禁止区 域(銃器)	74	平成 26 年1 1月1日から 平成 36 年 10 月 31 日 まで	再指定					

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定 猟具名）	指定面積	指定期間	備 考	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定 猟具名）	指定面積	指定期間	備 考
平成26年度	いすみ市	押日・井沢 特定猟具使用禁止区域 (銃器)	681	平成 26 年 11 月 1 日か ら平成 36 年 10 月 31 日まで	統合・再 指定 押日を統 合(旧称 井沢堰)					
	いすみ市	押日特定猟 具使用禁止 区域(銃器)	(518)		統合・廃 止 押日・井 沢に統合					
	いすみ市	高田堰特定 猟具使用禁 止区域(銃 器)	5	平成 26 年 11 月 1 日か ら平成 36 年 10 月 31 日まで	再指定					
	鋸南町	田子台特定 猟具使用禁 止区域(銃 器)	52	平成 26 年 11 月 1 日か ら平成 36 年 10 月 31 日まで	再指定					
	南房総市	千倉・白浜 海岸特定猟 具使用禁止 区域(銃器)	736	平成 26 年 11 月 1 日か ら平成 36 年 10 月 31 日まで	再指定					
	館山市	豊房特定猟 具使用禁止 区域(銃器)	409	平成 26 年 11 月 1 日か ら平成 36 年 10 月 31 日まで	再指定					

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定 猟具名）	指定面積	指定期間	備 考	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定 猟具名）	指定面積	指定期間	備 考
平成26年度	木更津市・ 君津市・袖 ヶ浦市	かずさアカ デミアパー ク特定猟具 使用禁止区 域(銃器)	1,010	平成 26 年 11月1日か ら平成 36 年 10 月 31 日まで	再指定					
	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市昭 和特定猟具 使用禁止区 域(銃器)	160	平成 26 年 11月1日か ら平成 36 年 10 月 31 日まで	再指定					
	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市横 田特定猟具 使用禁止区 域(銃器)	155	平成 26 年 11月1日か ら平成 36 年 10 月 31 日まで	再指定					
	君津市・富 津市	田倉特定猟 具使用禁止 区域(銃器)	1,300	平成 26 年 11月1日か ら平成 36 年 10 月 31 日まで	再指定					
計	32箇所(再指定30 統合 再指定1 統合廃止)		25,650							
平成27年度	市原市	ときわ台特 定猟具使用 禁 止 区 域 (銃器)	30	平成 27 年 11月1日か ら平成 37 年 10 月 31 日まで	再指定					
	市原市	吉野台特定 猟具使用禁 止 区 域(銃 器)	92	平成 27 年 11月1日か ら平成 37 年 10 月 31 日まで	再指定					

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称(特定 猟具名)	指定面積	指定期間	備 考	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称(特定 猟具名)	指定面積	指定期間	備 考
平成27年度	千葉市緑区	山武農高中 正農場特定 猟具使用禁 止区域(銃 器)	65	平成 27 年 11月1日か ら平成 37 年 10 月 31 日まで	再指定					
	市原市	千葉グリーン パークゴルフ 場特定猟具 使用禁止区 域(銃器)	129	平成 27 年 11月1日か ら平成 37 年 10 月 31 日まで	再指定					
	八千代市	八千代市保 品特定猟具 使用禁止区 域(銃器)	5	平成 27 年 11月1日か ら平成 37 年 10 月 31 日まで	再指定					
	成田市・富 里市	成田ニュータ ウン特定猟具 使用禁止区 域(銃器)	2,322	平成 27 年 11月1日か ら平成 37 年 10 月 31 日まで	再指定・ 拡大 成田市公 津保護区 (32ha)を 編入					
	八千代市・ 佐倉市	八千代ゴルフ クラブ特定 猟具使用禁 止区域(銃 器)	74	平成 27 年 11月1日か ら平成 37 年 10 月 31 日まで	再指定					
	香取市	佐原市福田 特定猟具使 用禁止区域 (銃器)	120	平成 27 年 11月1日か ら平成 37 年 10 月 31 日まで	再指定					

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定猟具名）	指定面積	指定期間	備 考	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定猟具名）	指定面積	指定期間	備 考
平成27年度	神崎町	神崎カントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）	77	平成 27 年 11 月 1 日から平成 37 年 10 月 31 日まで	再指定					
	香取市	佐原水郷特定猟具使用禁止区域（銃器）	96	平成 27 年 11 月 1 日から平成 37 年 10 月 31 日まで	再指定					
	多古町	多古町多古地区特定猟具使用禁止区域（銃器）	804	平成 27 年 11 月 1 日から平成 37 年 10 月 31 日まで	再指定					
	香取市	習志野カントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）	110	平成 27 年 11 月 1 日から平成 37 年 10 月 31 日まで	再指定					
	香取市	成田東カントリー倶楽部特定猟具使用禁止区域（銃器）	76	平成 27 年 11 月 1 日から平成 37 年 10 月 31 日まで	再指定					
	東庄町・銚子市	豊里特定猟具使用禁止区域（銃器）	260	平成 27 年 11 月 1 日から平成 37 年 10 月 31 日まで	再指定					

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定 猟具名）	指定面積	指定期間	備 考	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定 猟具名）	指定面積	指定期間	備 考
平成27年度	匝瑳市、横 芝光町	海老川特定 猟具使用禁 止区域（銃 器）	59	平成 27 年 11 月 1 日 から平成 37 年 10 月 31 日まで	再指定					
	横芝光町	栗山川河口 特定猟具使 用禁止区域 （銃器）	528	平成 27 年 11 月 1 日か ら平成 37 年 10 月 31 日まで	再指定					
	山武市	山武特定猟 具使用禁止 区域（銃器）	936	平成 27 年 11 月 1 日か ら平成 37 年 10 月 31 日まで	再指定					
	大網白里町	白里海岸特 定猟具使用 禁 止 区 域 （銃器）	219	平成 27 年 11 月 1 日か ら平成 37 年 10 月 31 日まで	再指定					
	山武市	成東特定猟 具使用禁止 区域（銃器）	230	平成 27 年 11 月 1 日か ら平成 37 年 10 月 31 日まで	再指定					
	山武市	山室特定猟 具使用禁止 区域（銃器）	47	平成 27 年 11 月 1 日か ら平成 37 年 10 月 31 日まで	再指定					

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定猟具名）	指定面積	指定期間	備 考	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定猟具名）	指定面積	指定期間	備 考
平成27年度	陸沢町	陸沢町入山 津特定猟具 使用禁止区 域(銃器)	183	平成27年1 1月1日から 平成37年 10月31日 まで	再指定					
	勝浦市・御 宿町	立山特定猟 具使用禁止 区域(銃器)	142	平成27年 11月1日か ら平成37 年10月31 日まで	再指定					
	鴨川市	鴨川特定猟 具使用禁止 区域(銃器)	845	平成27年 11月1日か ら平成37 年10月31 日まで	再指定					
	木更津市	木更津市清 川特定猟具 使用禁止区 域(銃器)	502	平成27年 11月1日か ら平成37 年10月31 日まで	再指定					
計	24箇所（再指定23、拡大1）		7,951							
平成28年度	市原市	太平洋クラブ 市原ゴルフ 場特定猟具 使用禁止区 域(銃器)	103	平成28年 11月1日か ら平成38 年10月31 日まで	再指定					
	千葉市緑 区・ 市原市・大 網白里町	千葉市東部 特定猟具使 用禁止区域 (銃器)	1,637	平成28年 11月1日か ら平成38 年10月31 日まで	再指定					

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定 猟具名）	指定面積	指定期間	備 考	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定 猟具名）	指定面積	指定期間	備 考
平成28年度	佐倉市	佐倉特定猟具使用禁止区域(銃器)	1,331	平成 28 年 11 月 1 日か ら平成 38 年 10 月 31 日まで	再指定					
	東金市・大 網白里町・ 八街市	東金・大網 特定猟具使 用禁止区域 (銃器)	2,447	平成 28 年 11 月 1 日か ら平成 38 年 10 月 31 日まで	再指定					
	香取市	香取東部特 定猟具使用 禁 止 区 域 (銃器)	2,383	平成 28 年 11 月 1 日か ら平成 38 年 10 月 31 日まで	再指定					
	香取市・多 古町	グレーンオ ークスカン トリークラ ブ 特定猟具使 用禁止区域 (銃器)	107	平成 28 年 11 月 1 日か ら平成 38 年 10 月 31 日まで	再指定					
	多古町	多古工業団 地特定猟具 使用禁止区 域(銃器)	46	平成 28 年 11 月 1 日か ら平成 38 年 10 月 31 日まで	再指定					

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称(特定猟具名)	指定面積	指定期間	備 考	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称(特定猟具名)	指定面積	指定期間	備 考
平成28年度	香取市	山田特定猟具使用禁止区域(銃器)	200	平成 28 年 11月1日から平成 38 年 10 月 31 日まで	再指定					
	旭市	旭市三川特定猟具使用禁止区域 (銃器)	63	平成 28 年 11 月 1 日 から平成 38 年 10 月 31 日まで	再指定					
	旭市	萬力特定猟具使用禁止区域(銃器)	49	平成 28 年 11 月 1 日 から平成 38 年 10 月 31 日まで	再指定					
	山武市	山田ゴルフ倶楽部特定 猟具使用禁止区域(銃器)	97	平成 28 年 11月1日から平成 38 年 10 月 31 日まで	再指定					
	長南町	野見金特定 猟具使用禁止区域(銃器)	374	平成 28 年1 1月1日から 平成 38 年 10 月 31 日 まで	再指定					
	長柄町	長柄特定猟具使用禁止区域(銃器)	477	平成 28 年1 1月1日から 平成 38 年 10 月 31 日 まで	再指定					

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定 猟具名）	指定面積	指定期間	備 考	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域 名称（特定 猟具名）	指定面積	指定期間	備 考
平成28年度	長生村	長生村一松 特定猟具使用禁止区域 (銃器)	130	平成28年1 1月1日から 平成38年 10月31日 まで	再指定					
	大多喜町・ いすみ市	森宮特定猟 具使用禁止 区域(銃器)	43	平成28年 11月1日か ら平成38 年10月31 日まで	再指定					
	木更津市	小櫃堰公園 特定猟具使 用禁止区域 (銃器)	89	平成28年 11月1日か ら平成38 年10月31 日まで	再指定					
	計	富津市、君 津市、木更 津市、市原 市、袖ヶ浦 市 17箇所（再指定16、縮小1）	東京湾岸特 定猟具使用 禁止区域 (銃器)	17,096	平成26年 11月1日か ら平成36 年10月31 日まで	縮小（保 護区へ一 部移行▲ 107ha）				
合計	123箇所（再指定109、統 合再指定4、統合廃止6、 拡大2、縮小2）		83,860							

2 特定猟具使用制限区域の指定

(1) 方針

法第35条第1項に規定する特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定するものとする。

(2) 銃器にかかる特定猟具使用制限区域指定計画

指定計画なし（既存の区域なし、第27表省略）。

(3) 特定猟具使用制限区域指定内訳

指定計画なし（既存の区域なし、第28表省略）。

3 猟区設定のための指導

指定計画なし（既存の区域なし）。

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

指定猟法禁止区域は、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域にあって、環境大臣が指定する区域以外について指定することとする。

特に、鉛製銃弾による非狩猟鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、非狩猟鳥獣の鉛中毒の状況など現状を把握・分析し、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定を進めることとする。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的、客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定を進めることとする。

(2) 指定計画

指定計画なし（第29表、第30表、第31表省略）。

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

(1) 計画作成の目的

特定鳥獣保護管理計画（以下、「計画」という。）は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の個体群について、科学的知見を踏まえつつ専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護管理目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の手段を多様な事業主体の協力を得て総合的に講じることにより科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、もって地域個体群の長期にわたる安定的な保護繁殖を図ることにより、人と野生鳥獣との共存に資することを目的として作成する。

(2) 対象鳥獣

計画の対象とする鳥獣は、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により顕著な農林水産業被害等の人とあつれきが深刻化している鳥獣、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により自然生態系の攪乱を引き起こしている鳥獣及び生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護管理を図る必要が認められるものを対象とする。

なお、計画は、原則として地域個体群を単位として作成することとする。

(3) 計画期間

計画期間は生息動向等の変化に機動的に対応できるよう、原則として3～5年間程度とする。なお、上位計画である鳥獣保護事業計画との整合性を図るため、原則として本鳥獣保護事業計画の有効期間内で設定するものとする。

計画が終期を迎えたときには、計画の達成の程度に関する評価を行い、その結果を踏まえて計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて計画の改訂等を検討する。

また、計画の有効期間内であっても、計画の前提条件となる鳥獣の生息状況等に大きな変動が生じた場合等は、必要に応じて計画の改訂等を検討する。

(4) 対象地域

計画の対象地域は、原則として当該地域個体群が分布する地域を包含するように定めるものとし、行政界や明確な地域界を区域線として設定することとする。

なお、計画の対象とする地域個体群が、本県の行政界を超えて分布する場合にあっては、関係する都県と協議・調整を行うこととする。

(第32表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成28年	科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、もって地域個体群の長期にわたる安定的な保護管理を図ることにより、人と鳥獣との共存を図る。	ニホンザル	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで	ニホンザル生息域（主に県南部）	第4次計画
平成28年	科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、もって地域個体群の長期にわたる安定的な保護管理を図ることにより、人と鳥獣との共存を図る。	ニホンジカ	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで	ニホンジカ生息地域（主に県中南部）	第4次計画

2 実施計画の作成に関する方針

特定計画の効果的な目標達成に資するため、必要に応じて、特定計画の対象地域を更に区分した地域において、年度別に適切な鳥獣保護管理事業を実施するための実施計画を作成する。（第33表省略）

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1 基本方針

科学的知見に基づいた適正な鳥獣の保護管理を図るため、鳥獣の生息状況等について調査を行うこととする。調査等に際しては、県立中央博物館や研究者、鳥獣保護団体及び猟友会等と連携を図りながら、調査内容の補完をすることとする。

また、主にイノシシなど有害鳥獣捕獲による捕獲情報を迅速かつ効果的に集積し、有害鳥獣による被害の防止及び有効な捕獲に資するため、情報システムの整備及び活用を図る。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

第10次鳥獣保護事業計画までに実施された調査実績や既存資料等を踏まえて、県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するための鳥獣生息分布調査、県内のガン・カモ類の調査及び鳥獣保護区等を設定するため、予定地における鳥獣の生息状況等の調査を行う。

(2) 鳥獣生息分布調査

① 対象とする鳥獣の種類、対象地域調査の概要

本県に生息する鳥獣のうち、保護対策又は被害対策上重要な種については、分布状況、習性、生息環境等を調査し分布図を作成する。

② 鳥獣生息分布図作成の対象とする鳥獣の種類

ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、キョン、アライグマ

(3) 希少鳥獣等保護調査

千葉県レッドリストに掲載されている県内に生息する希少種について、生物多様性を保全するため、研究者、中央博物館及び関係団体と連携して生息状況の収集等に努めるとともに保護対策を検討する。(第34表省略)

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ガン・カモ・ハクチョウ類の渡りの状況を把握し、狩猟の適正を図る資料とするため、県内の渡来地で生息数のカウントを行う。

(第35表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
県内の渡来地	平成24年度から平成28年度まで	鳥獣保護員等により、県内のガン・カモ・ハクチョウ類の渡来地で、毎年1月15日前後に渡来数のカウントを行う。	国からの依頼により実施する。 (国の「ガン・カモ科鳥類生息状況調査」)
行徳鳥獣保護区 手賀沼鳥獣保護区 印旛沼北部鳥獣保護区 印旛沼西部鳥獣保護区 小櫃川鳥獣保護区候補地 国指定谷津鳥獣保護区	平成24年度から平成28年度まで	鳥獣保護員等により、県内6箇所の渡来地で11月から翌年2月の間、毎月渡来数のカウント調査を行う。	(県の「ガン・カモ・ハクチョウ類調査」)

3 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

新規に指定を計画している鳥獣保護区及び更新予定鳥獣保護区について、指定等の2年前に当該地域での鳥獣の生息状況及び環境調査を実施して、保護区指定の基礎資料とする。

(第36表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
印旛沼西部鳥獣保護区 多古町鳥獣保護区 愛宕山鳥獣保護区 雄蛇ヶ池鳥獣保護区 国吉鳥獣保護区 神戸鳥獣保護区 富津岬鳥獣保護区	平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定点調査，ラインセンサス調査及び既存文献調査等により，鳥獣の生息状況及び植生を含めた環境を調査し，鳥獣保護区としての生態系を評価する。 ・ 団体等に委託して実施する。 	
千葉市鳥獣保護区 市津鳥獣保護区 成田市中郷鳥獣保護区 滝郷鳥獣保護区 白石鳥獣保護区 飯塚鳥獣保護区 九十九里鳥獣保護区 大多喜鳥獣保護区 嶺岡山鳥獣保護区 久留里鳥獣保護区 平岡鳥獣保護区	平成25年度	同上	
大竹鳥獣保護区 佐原津宮鳥獣保護区 飯高豊和鳥獣保護区 笠森鳥獣保護区 天津鳥獣保護区 石堂鳥獣保護区 小櫃川河口域鳥獣保護区	平成26年度	同上	
南総鶴舞鳥獣保護区 手賀の丘公園鳥獣保護区 夏目鳥獣保護区 香取神宮鳥獣保護区	平成27年度	同上	

佐倉市鏑木鳥獣保護区 花見川鳥獣保護区 清澄山鳥獣保護区 内田鳥獣保護区			
山倉鳥獣保護区 加茂鳥獣保護区 長柄町鳥獣保護区 船橋鳥獣保護区 高宕山鳥獣保護区 木更津鳥獣保護区 総野鳥獣保護区 高津鳥獣保護区	平成28年度	同上	

4 狩猟対策調査

(1) 方針

第10次鳥獣保護事業計画までの各種調査結果は次のとおり。

生息数の調査方法が確立していない種については狩猟者へのアンケートからなる狩猟実態調査により調査している。キジ、ヤマドリは微減傾向、ウズラは平成17年度以降増加していたが、平成22年度に減少、キツネは微増傾向を示している。

また、羽数のカウント調査をしているカワウでは、近年飛来数が増加し、県内全域で平成18年度に約7,600羽飛来していたが、狩猟鳥獣に指定された平成19年度を境に減少し、平成20年度以降は約4,000～4,400羽を推移している。ただし、平成19年度以降も飛来数が増加している河川がある。

一方、イノシシ、ニホンジカ、アライグマでは生息域が拡大していることが確認されている。

本計画期間内においても、狩猟鳥獣生息調査、放鳥効果測定調査及び狩猟実態調査を引き続き実施する。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

減少傾向にある狩猟鳥獣のキジ・ヤマドリについて、狩猟者から出合、捕獲場所、個体の性別、頭数を調査し、生息状況等を把握するとともに狩猟禁止となっているウズラ・キツネについて、狩猟者から狩猟中のお出合いを調査し、生息状況等を把握する。

また、特定鳥獣保護管理計画を策定しているニホンジカ、甚大な被害が発生しているイノシシ、近年狩猟鳥となったカワウ、特定外来生物であるアライグマの生息状況等についても、狩猟者からの捕獲報告や関係者へのアンケート調査等を行うことにより、生息状況等を把握する。

(第37表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
キジ、ヤマドリ、ウズラ、キツネ	平成24年度から平成28年度まで	狩猟者のうち県内登録者にアンケート形式で出合、捕獲位置等の調査を行う。	
ニホンジカ		狩猟者のうち県内登録者にアンケート形式で捕獲位置等の調査を行う。 糞粒調査、個体モニタリングの調査を行う。	
イノシシ		狩猟者のうち県内登録者であってわな猟狩猟登録者にアンケート形式で仕掛け日数や捕獲数、捕獲位置等の調査を行う。 イノシシ管理事業実施市町村からの実績報告により、捕獲数や捕獲位置等の調査を行う。	
カワウ		ねぐら、コロニー数及び個体数の調査を行う。狩猟や有害捕獲による捕獲数、捕獲位置等の把握やガン・カモ調査における目撃数、目撃位置等の調査を行う。	
アライグマ		「防除実施計画」に基づく市町村からの捕獲実績報告や県及び市町村が行うフィールドサイン調査等により、捕獲数、捕獲位置及び生息密度等の調査分析を行う。	

(3) 放鳥効果測定調査

(第38表)

対象種類	調査年度	放鳥数	標識		調査方法	備考
			標識の種類	装着数		
ヤマドリ	平成24年度	150	足環	75	狩猟者からの回収報告を整理、分析	放鳥を行うヤマドリの内、狩猟可能なオスに装着 (放鳥数の約50%)
	平成25年度	150	足環	75		
	平成26年度	150	足環	75		
	平成27年度	150	足環	75		
	平成28年度	150	足環	75		

(4) 狩猟実態調査

狩猟者の狩猟期間中における出猟日数、狩猟鳥獣の増減傾向に関する狩猟者の意識等を調査する。

(第39表)

対象種類	調査年度	調査内容、調査方法	備考
キジ・ヤマドリ・ウズラ・キツネ・アライグマ	平成24年度から平成28年度まで	狩猟者の出猟日数、狩猟鳥獣の増減傾向をアンケート方式により実施し結果を集計する。	

5 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣について、効果的な防除方法の確立や適正な個体数管理の実施に資するため、その生態や個体群動態等を調査するとともに、関係部局の協力により農林水産被害の状況の把握に努める。

(2) 調査の概要

(第40表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
イノシシ	平成 24 年 度～平成 28 年度	出合い状況、捕獲方法、捕獲効率、被害防除効果の調査を行う。	
ニホンザル		別途定める千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）に基づき実施	
ニホンジカ		別途定める千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）に基づき実施	
キョン		別途定める千葉県キョン防除実施計画に基づき実施	
アカゲザル		別途定める千葉県特定外来生物（アカゲザル）防除実施計画に基づき実施	
アライグマ		別途定める千葉県特定外来生物（アライグマ）防除実施計画に基づき実施	
カワウ		別途定める関東カワウ広域保護管理指針に基づき実施（生息状況、被害状況調査、被害防除対策の検討、現地調査等）	
その他外来鳥獣		狩猟者のうち県内登録者にアンケート形式で出合の調査を行う。	

第八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

本庁及び各出先機関の組織を通じて、鳥獣保護事業の実施及び狩猟の適正化のための指導取締りを行う体制を整備する。

(2) 設置計画

(第41表)

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
(本 庁) 環境生活部自然保護課 鳥獣対策室	人 10	人 0	人 10	人 10	人 0	人 10	鳥獣保護事業計画の策定 特定鳥獣保護管理計画の策定 鳥獣保護区等の指定・解除 狩猟免許試験の開催 狩猟免許更新講習会の開催（千葉市及び市原市） 狩猟者登録事務（県外） 鳥獣捕獲許可（学術研究並びに千葉市及び市原市） 鳥獣保護法違反に関する取締り 傷病鳥獣救護 鳥獣保護事業の普及啓発 その他鳥獣行政に関すること
(出 先) 葛南地域振興事務所 地域環境保全課 東葛飾地域振興事務所 地域環境保全課 印旛地域振興事務所 地域環境保全課 香取地域振興事務所 地域環境保全課 海匝地域振興事務所 地域環境保全課 山武地域振興事務所 地域環境保全課 長生地域振興事務所 地域環境保全課 夷隅地域振興事務所 地域環境保全課 安房地域振興事務所 地域環境保全課 君津地域振興事務所 地域環境保全課	人 0	人 2	人 2	人 0	人 2	人 2	鳥獣保護区等の管理 狩猟免許更新講習会の開催（千葉市及び市原市を除く） 狩猟者登録事務（管内） 狩猟の取締り 鳥獣捕獲許可（本庁許可以外） 鳥獣保護法違反に関する取締り 傷病鳥獣救護 鳥獣保護事業の普及啓発 その他鳥獣行政に関すること

(3) 研修計画

(第42表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容・目 的	備 考
野生生物保護 研修	国	6～7月	1回	全国	1名	鳥獣保護及び狩猟に関する研修、対象者：鳥獣行政担当者	野生生物保護研修
油汚染水鳥救 護研修	国	10～2月	3回	全国	2名	海上等の油流出事故における水鳥救護研修、対象者：鳥獣行政担当者	油汚染水鳥救護研修
司法警察員研 修	県	4～5月	1回	全県	30名	鳥獣保護及び狩猟に係る捜査・取締りについての研修、対象者：鳥獣行政担当者（担当者研修の中で実施）	司法警察員研修

2 鳥獣保護員

(1) 方針

市町村の面積、鳥獣保護事業の内容等地域的状况を勘案して適正人員を配置する。

(2) 設置計画

(第43表)

基準設置数 (A)	平成23年度末		年 度 計 画						
	人員(B)	充足率(B/A)	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(C)	充足率(C/A)
人 119	人 119	% 100	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 119	% 100

(3) 年間活動計画

(第44表)

活動内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
鳥獣保護区等の施設の管理													
密猟・違法飼養の取締り													
有害鳥獣捕獲の指導													
鳥獣保護事業に関する普及啓発													
狩猟期間中の違反取締り									←	→			
捜査への協力													

(4) 研修計画

(第45表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護員研修	県自然保護課 各地域振興事務所	4月～11月	1	県自然保護課 各地域振興事務所管轄単位	計 119名	鳥獣保護事業及び狩猟の取締り等の実施に当たり必要な知識の習得	

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

県中南部地域では、イノシシなどの鳥獣による農林産物等への甚大な被害が発生しているが、近年は県北部の印旛、海匝、山武地域においてもイノシシの被害が発生している。このため、被害の大きな地域を中心に、鳥獣の生息状況を把握し、被害の発現状況を踏まえた鳥獣の保護管理や個体数管理の適正かつ効果的及び安全な実施を行うことができる人材の育成及び確保に努める。

特に、市町村が実施する有害捕獲事業の担い手の育成・確保が必要であることから、わな猟免許の取得を促進し、地域の被害を地域で解決するための体制づくりを推進する。

(2) 研修計画

(第46表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人数	内 容 ・ 目 的	備 考
野生鳥獣管理技術者研修会	国	秋・冬	3	全国	30	野生鳥獣保護の専門的な知識、経験を有する人材の確保、資質の向上	
鳥獣害防止対策研修	国	秋	3	全国	80	被害防止に関する方法の習得	
野生鳥獣被害防止対策研修会	県	冬	1	県	100	被害発生状況と被害な被害対策の習得	
ニホンジカの銃猟に係る講習会	県	10～11月	2	県	350	安全銃猟に係る知識の取得	狩猟者
有害鳥獣捕獲員研修	県	通年	9回（法令講習） 30回（実射講習）	県	1,000	銃器による有害鳥獣捕獲に係る法令知識及び実射訓練	

(3) 狩猟者の減少防止対策

鳥獣の保護管理の実施を支えている狩猟免許所持者数は、所持割合の多い第1種銃猟免許所持者数の減少を反映し減少が続いているが、わな免許所持者数は市町村を通じた鳥獣による農作物被害を受けている生産者や農業団体職員等に狩猟免許の取得促進等により、微増傾向にある。

また、イノシシ等の有害鳥獣の捕獲は、有害鳥獣捕獲及び特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整によるものが多くを占めており、狩猟による有害鳥獣の捕獲は、他都道府県と比較して全体の捕獲数に占める割合が元々小さい。

さらに、イノシシの有害鳥獣捕獲による捕獲においては、免許所持者数の少ないわなにより、その9割が捕獲され、狩猟免許所持者数は減少しているものの捕獲数は増加している。

これらの状況を踏まえ、狩猟免許試験の開催回数を平成20年度に年3回を年4回に増やしたが、これを維持するとともに、市町村が実施する有害鳥獣捕獲事業の従事者を増加させるためわな猟免許新規取得促進に努めるものとする。

4 鳥獣保護センター等の設置

(1) 方針

行徳野鳥観察舎は、昭和51年に開設され、多数の県民に野鳥観察、環境学習の場として利用されている。

平成2年度には傷病鳥救護のため傷病鳥収容・回復訓練施設を整備し救護体制の充実を図ってきたところである。

観察施設としては、望遠鏡の更新、観察資料の収集、観察路の整備、行徳内陸性湿地の保全管理を行うなど野鳥並びに自然環境の保護の普及啓発に寄与している。

(2) 鳥獣保護センター等の施設計画

(第47表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
千葉県行徳野鳥観察舎	平成2年度	市川市福栄4-22-11	132.47㎡	傷病鳥収容・回復訓練施設	禽舎、プール	傷病鳥の回復・放鳥、展示物として活用する	

5 取締り

(1) 方針

狩猟期間内の違反・事故を防止するため、狩猟期前に関係機関（警察本部、海上保安庁、森林管理局等）及び狩猟者団体（各地区防犯委員）による会議を開催し、近年の狩猟状況（狩猟者数、事故違反の状況等）について説明し、関係機関連携のもと狩猟による事故違反防止体制を徹底させるとともに、各地区においても県、市町村、鳥獣保護員、地元警察及び狩猟者団体が連携して事故違反等の防止にあたる。また、初猟開始数日間及び年末年始は、狩猟者が猟野に殺到するので事故違反が起こらないよう重点的に取締りを行うこととする。

野生鳥獣の無許可捕獲については、鳥獣保護員による県内の巡回を実施するとともに、県民及び保護団体等からの情報提供を得て、警察、鳥獣保護員等連携のもと取締りを行うこととする。

(2) 年間計画

(第48表)

事 項	実 施 時 期												備 考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
無許可捕獲の取締り													
鳥獣の無登録飼養・無許可販売等の取締り													
鳥獣保護区の施設の移転汚染等の防止取締り													
捕獲制限時間及び捕獲数量制限違反の取締り									←	→			
捕獲禁止区域における取締り									←	→			
捕獲禁止鳥獣及び捕獲期間制限違反の取締り									←	→			

6 必要な財源の確保

鳥獣保護事業の財源として、地方税法における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図るものとする。

第九 その他

1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

①鳥獣保護管理

本県においては、都市地域である県北西部への人口集中が顕著となっている半面、県中南部を中心に農山村地の人口減少、高齢化が進んでいる。このような社会情勢を背景に、都市地域においてはカラス、ドバト、ムクドリなどによる生活被害や水域におけるカワウなどによる水産物被害が増加している。獣類では、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカなどが、生息域を拡大させており、特にイノシシによる甚大な農林水産被害が農山村地域で発生している。近年これらに加えハクビシン、アライグマなどの外来鳥獣等による被害が増加傾向にあり、県全域において、人と鳥獣との軋轢が増している。

このような状況において、鳥獣による被害を軽減して、人と在来鳥獣が共存する豊かな自然環境を次の世代に引き継いでいくためには、関係者の合意のもと、在来鳥獣の科学的・計画的な保護管理及び外来鳥獣等の防除の促進が必要である。

②鳥獣保護区

鳥獣保護区については、鳥獣による被害が増加する中、鳥獣保護区の指定を行い、鳥獣の保護繁殖を図ることについて、関係者の理解が得られにくい状況にあるが、本県には干潟や河口域など広域的な見地から鳥獣の貴重な生息地があり、引続き関係者の理解が得られるよう努める必要がある。

③狩猟

本県の鳥獣管理は主に市町村が実施主体である管理された有害鳥獣捕獲により担われており、狩猟による捕獲数は有害鳥獣捕獲に比較して少ないが、一定の役割を果たしている。一方、有害捕獲従事者の数は近年1,000名前後の横ばいで推移しているが、その母体となる狩猟者は高齢化とともに減少しているため、鳥獣保護管理に関する専門性を持った人材の確保を図る必要がある。

④有害鳥獣捕獲

地域ぐるみで対策を図るため、地域の人を核とした従事者を確保し、地域が一体となった捕獲体制の整備を促進していく必要がある。

⑤感染症

高病原性鳥インフルエンザによる、野鳥の大量死が海外で散見されるようになった。また、家きん産業に及ぼす影響は甚大であり、濃密な接触を通じて人にも感染する可能性があることから、関係部局と連携し、発生抑制と被害の最小化に努めていく必要がある。

⑥違法捕獲・違法飼養

本県では昭和55年から愛玩飼養を目的とした鳥獣の捕獲を認めていないが、依然として鳥類の違法な捕獲による検挙者が跡を絶たず、引続き、鳥獣保護員と協力した取り締まりと違法な捕獲を行わないよう周知徹底を図る必要がある。

2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取り扱い

該当地域なし。

3 狩猟の適正管理

狩猟免許更新時における講習会で関係法令の順守や事故防止の指導徹底を通じ、事故発生の未然防止に努める。

また、毎年度、狩猟に先立ち警察、海上保安庁、猟友会等と連携して狩猟事故及び違反防止対策会議を開催し狩猟の取締まり方針を決定する。同方針に基づき各地域において狩猟取り締まりを実施し、狩猟の適正管理を図る。

4 入猟者承認制度に関する事項

(1) 方針

個体群管理等の必要がある狩猟鳥獣について、入猟者承認制度に基づく狩猟規制を行う。

(2) 対象区域、対象鳥獣等、制度の運用の方針等

本計画期間における対象鳥獣はニホンジカを候補とし、別途定める特定鳥獣保護管理計画により定めるものとする。

平成19年度より、ニホンジカの銃猟について入猟者承認制度に基づく規制（市町別の入猟者数制限等）を実施しているが、入猟者承認による狩猟規制は、毎年度、学識経験者、自然保護団体、関係市町村、猟友会等を構成員とする千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）検討会での検討を経て、決定しており、本計画期間においても同様とする。

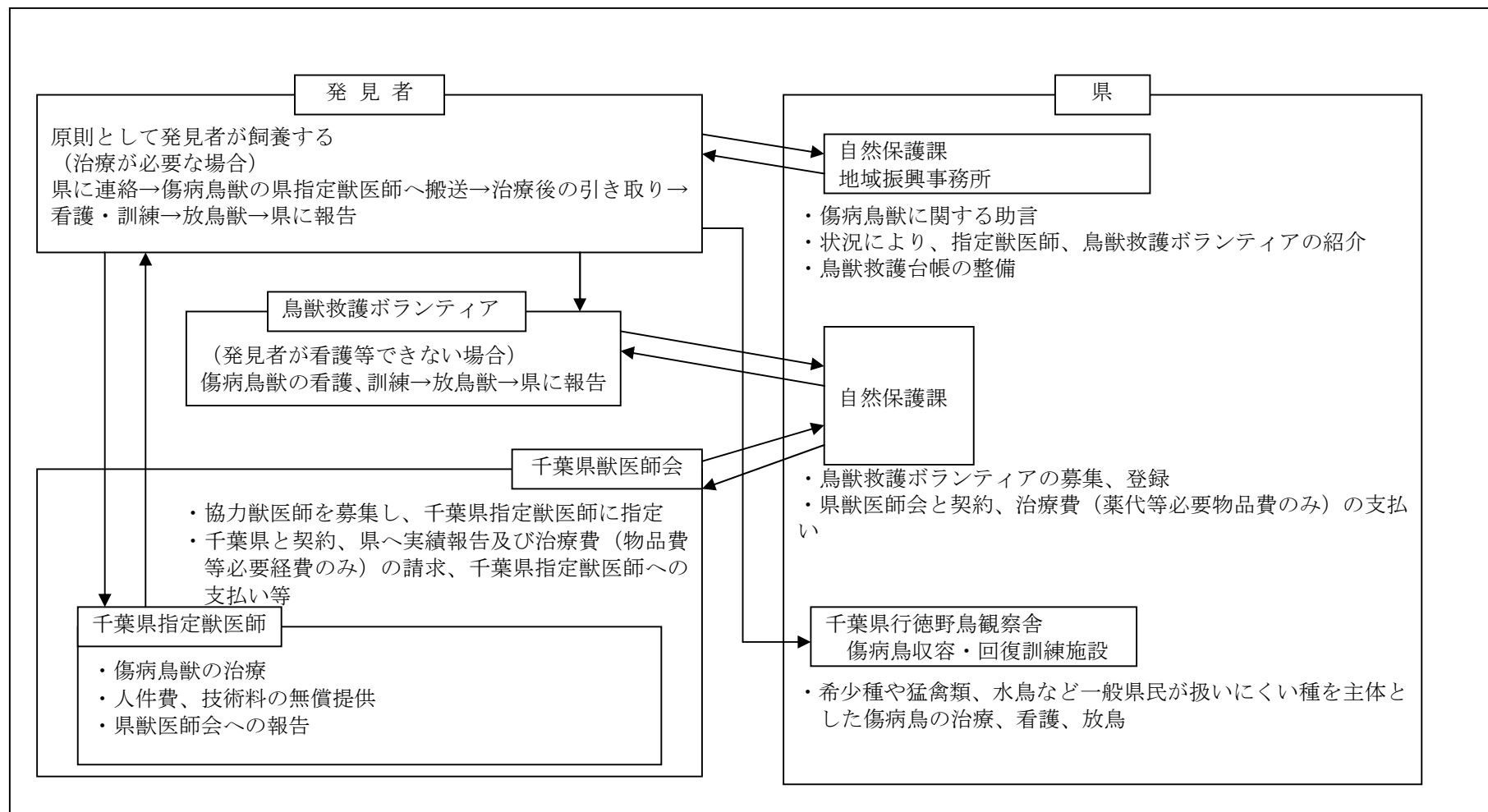
5 傷病鳥獣救護の基本的な対応

(1) 傷病鳥獣の保護体制についての現状及び計画期間内での体制整備

鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、引き続き傷病野生鳥獣救護事業の実施に努め、発見した傷病鳥獣を助けたいとする県民のサポートを行う。

また、救護した鳥獣が家畜伝染病、あるいは公衆衛生上重要な感染症に感染している恐れがある場合は、速やかに関係機関へ通報する体制を整える。

なお、家畜・家禽・所有者のある鳥獣・すて鳥・ノライヌ・ノラネコ等野生でない鳥獣、通常の生育過程であり傷病状態でない巣立ちビナ及び外来鳥獣等は対象としない。

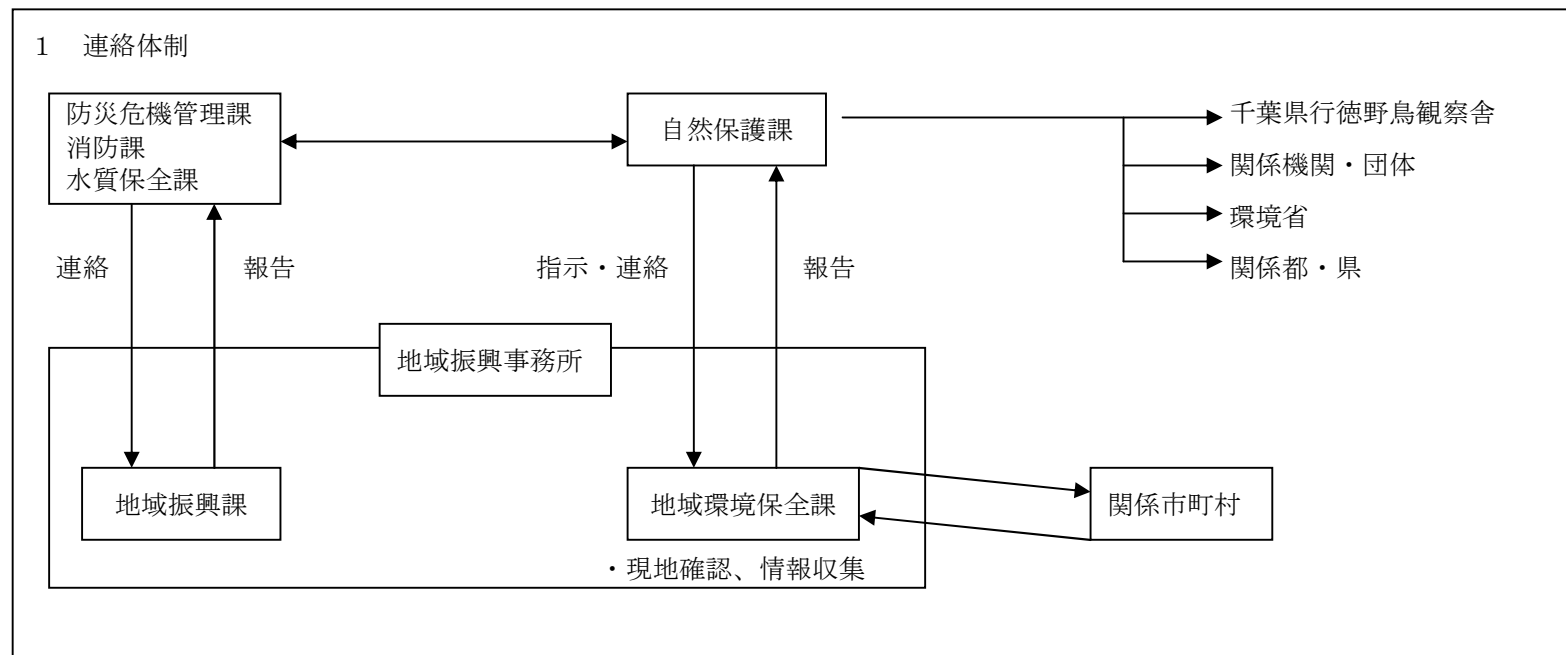


(2) 油汚染事件発生時の救護体制の整備方針

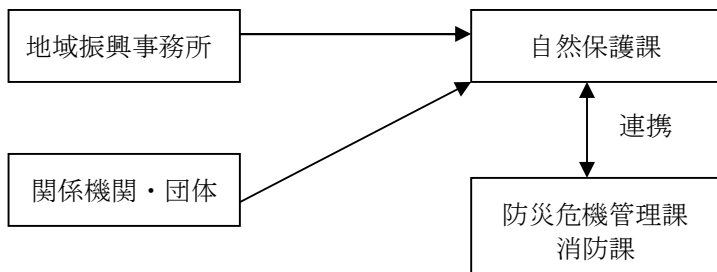
「油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成8年1月16日環自野第13号環境庁自然保護局長通達）等を踏まえ、海上における広範囲な油汚染事件の発生に起因する多種多数の傷病鳥獣の救護の実施を想定し、隣接都県、関係機関及び県獣医師会その他民間団体との連携による緊急かつ円滑な救護活動が可能な体制整備を図る。

油汚染事件発生時は、千葉県応急対策本部設置要綱又は千葉県異常水質対策要領に基づき対応し、油流出災害による傷病鳥獣の保護及び渡り鳥等が多数飛来するような自然環境重要地域（行徳内陸性湿地、谷津干潟等の水辺）の被害状況の把握を行う。

また、千葉県油等海上流出事故対応マニュアルに基づき、油汚染により野生生物が被害を受けた際に迅速かつ的確な救護が行えるよう、野生生物救護を目的として設立された各種民間団体等との協力、連携を図ることとする。



2 救護体制
 <情報収集>



<救護体制>

- 第1段階：災害による傷病鳥獣が少ない場合は、県指定獣医師に依頼する。
- 第2段階：傷病鳥獣の数は多くないが、油等の付着が大きく、健康に大きく影響を受ける場合は、救護指定獣医師による治療後、千葉県行徳野鳥観察舎へ搬入する。
- 第3段階：被害数が多数である場合は、環境省、関係機関・団体と連携し、被害状況の把握、人員及び資材、施設の確保、安全管理等を行う。

6 安易な餌付けの防止

(1) 方針

鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存、人馴れが進むことに等による人身被害、農作物被害、個体間の接触が進むことによる鳥インフルエンザ等の感染症の拡大、餌付けを行った者による感染症の伝播等の誘因となり、生態系や鳥獣保護管理への影響を生じさせる恐れがある。このため、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発生状況を踏まえ、安易な餌付けの防止についての普及啓発等に努める。

(2) 年間計画

(第49表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
安易な餌付け防止PR														広報（県HP、県民だより等）	一般県民

7 感染症への対応

(1) 高病原性鳥インフルエンザについて

人獣共通感染症であり、かつ、家きんへの影響が大きいことから、「死亡野鳥等における高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、国や県内の関係機関との連携体制を構築する。

また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提供等の対応を図るものとする。

(2) その他の感染症

その他の人獣共通感染症又は家畜に影響の大きい感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努める。

特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努めるものとする。

8 普及啓発

(1) 鳥獣の保護管理についての普及等

①方針

第10次鳥獣保護事業計画までは、愛鳥週間行事等を通じて鳥獣保護思想の普及啓発に努めるとともに広報媒体を利用して鳥獣保護制度・現状について県民の認識を深めてきた。その結果、探鳥会等への参加者の増加や県民による傷病鳥獣の救護が広く行われるなど県民の鳥獣保護についての理解が進んできた。

傷病鳥獣救護については、県獣医師会、傷病鳥獣救護ボランティア、行徳野鳥観察舎等と連携して救護事業を実施してきたところであり、県民への野鳥救護指導及び救護に係る普及・啓発を図ることができた。

第11次鳥獣保護事業計画では、第10次までの成果を踏まえ、引き続き県民への鳥獣保護思想の普及啓発と、傷病鳥獣の救護体制の充実に努める。

②事業の年間計画

(第50表)

事業内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
愛鳥週間（探鳥会・市川市） 〃（功労者表彰・県内） 〃（ポスター原画コンクール・県内）		←→											
			←→										
		←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→					
		募集		審査	表彰		展示						
観察会（市川市）	←												→
傷病鳥獣救護・感染症講習会（県内）									←→				

③愛鳥週間行事等の計画

(第51表)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
愛鳥週間行事	春の探鳥会（市川市） 功労者表彰（千葉市） 愛鳥週間ポスター原画 コンクール（千葉市）	春の探鳥会（市川市） 功労者表彰（千葉市） 愛鳥週間ポスター原画 コンクール（千葉市）	春の探鳥会（市川市） 功労者表彰（千葉市） 愛鳥週間ポスター原画 コンクール（千葉市）	春の探鳥会（市川市） 功労者表彰（千葉市） 愛鳥週間ポスター原画 コンクール（千葉市）	春の探鳥会（市川市） 功労者表彰（千葉市） 愛鳥週間ポスター原画 コンクール（千葉市）
鳥獣保護実績発表大会	—	—	—	—	—
その他	観察会 （市川市） 傷病鳥獣救護・感染症 講習会 （県内）	観察会 （市川市） 傷病鳥獣救護・感染症 講習会 （県内）	観察会 （市川市） 傷病鳥獣救護・感染症 講習会 （県内）	観察会 （市川市） 傷病鳥獣救護・感染症 講習会 （県内）	観察会 （市川市） 傷病鳥獣救護・感染症 講習会 （県内）

(2) 野鳥の森等の整備

水鳥の観察施設として、千葉県行徳野鳥観察舎を設置しており、野鳥観察など環境教育の場として活用されるとともに鳥獣保護思想の普及に貢献している。

(第52表)

名 称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備 考
千葉県行徳野鳥観察舎	昭和54年度 平成7,8年 度 平成19年度	市原市福栄4-22 -11	述べ床 605.7㎡	観察舎は、水鳥の観察をはじめとした社会教育施設であり、野鳥観察、野鳥保護、自然環境保護の普及啓発活動に利用されている。	展示室 110.7㎡ 視聴覚室 57.6㎡ 観察室 199.5㎡ 図書室 44.1㎡ 事務室 40.5㎡	・野鳥観察 ・野鳥学習 ・水辺の学習 ・生物全般の学習 ・野鳥保護	

(3) 愛鳥モデル校の指定

計画なし。(第53表省略)

(4) 法令の普及徹底

①方針

野鳥の違法捕獲・違法飼養、トラバサミ等による野生獣の違法捕獲・捕獲未遂等の違法行為が絶えないことから、引き続き広報媒体等を主体とした周知に努める。

なお、トラバサミは禁止猟法であるが、禁止猟法とは狩猟での使用が禁止されている猟法のことである。このため、鳥獣の保護及び狩猟に関する法律に該当しない種・個体を捕獲する場合は、この規制を受けない。また、野生鳥獣の捕獲については狩猟及び許可捕獲以外は捕獲行為（未遂を含む）自体が禁止されており、捕獲方法は問わない。

②年間計画

(第54表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
法令全般	←												→	広報（県HP、県民だより） 関係機関へ通知	全県民
飼養登録制度	←												→	広報（県HP、県民だより、 市町村媒体）	全県民
狩猟免許試験の実施			←										→	広報（県HP、県民だより、 市町村媒体）	全県民
狩猟免許更新の実施			←			→								広報（県HP、市町村媒体）	狩猟者
鳥獣保護区制度		↔												探鳥会開催	参加者
法定猟具の解説	←												→	広報（県HP・パンフレット）、 関係機関へ通知	全県民